



神奈川県
公文書館

KANAGAWA

高札の時代

こうさつ

じだい

令和7年度 神奈川県立公文書館 第2回 収蔵資料展示（後期）

展示資料解説

開催にあたって

神奈川県立公文書館では、紙以外に書かれた文字資料も収蔵しています。そのひとつが高札です。

高札は、木の板に法令などを記して人目につく場所に掲示したものです。江戸時代から明治初期にかけて多くの高札が作成され、当館でもその時期のものを収蔵しています。

高札は、一メートル前後にもなる木の無垢材のため、その大きさや重量、経年劣化による損傷のため、これまで公開の機会がありませんでした。

そこで、今回すべての高札を撮影し、デジタル画像で公開する運びとなりました。加えて、赤外線カメラによる撮影を行い、消えかかっている文字も読めるようになっています。

これに合わせ、当館収蔵高札の中から厳選して原資料の展示を行う運びとなりました。実物を見ることのできる貴重な機会となりますので、高札の掲示されていた時代に思いを馳せてみてください。

令和七年一月二二日

神奈川県立公文書館

翻刻凡例

・原資料に準じてレイアウトしています。

・旧字・異体字は常用漢字に直しています。

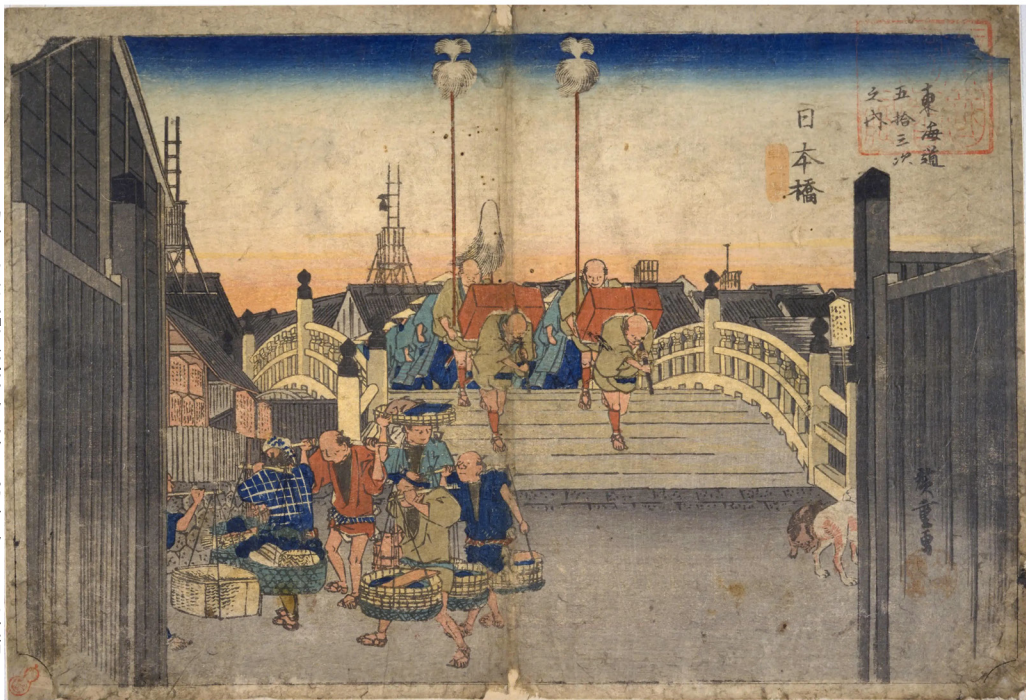
例…巻↓一

・合字は開いています。

例…お↓より

・仮名で記載されている漢字の一部を補っています。

第1章 江戸時代の高札



歌川広重「東海道五拾三次之内 日本橋朝之景」
(国立国会図書館 デジタルコレクション)

江戸時代、幕府が発した高札は、幕府の法令を公布するためのもので、幕領・藩領を問わず掲示され、民衆へ広く周知させる役割を担っていました。

高札が全盛を迎えるのは、寛文元(一六六一)年に五枚の高札が発せられてからで、以降、延宝二(一六七四)年・天和二(一六八二)年・正徳元(一七一一)年と、將軍の代替わりに合わせてそれぞれ五枚の高札が立てられました。正徳の高札は忠孝札・キシタン札・毒薬札・駄賃札・火付札の五枚で、駄賃札が時代に合わせて改正が行われた以外、幕末まで継続されました。これら高札は、民衆が特に守らなければならない内容で、高札の中心的存在でした。

高札は、江戸市中のものは右筆^{ゆうひつ}および町奉行所、それ以外の村は代官所が作成し、高札場に掲示されました。



1 「高札」

天和二（一六八二）年五月

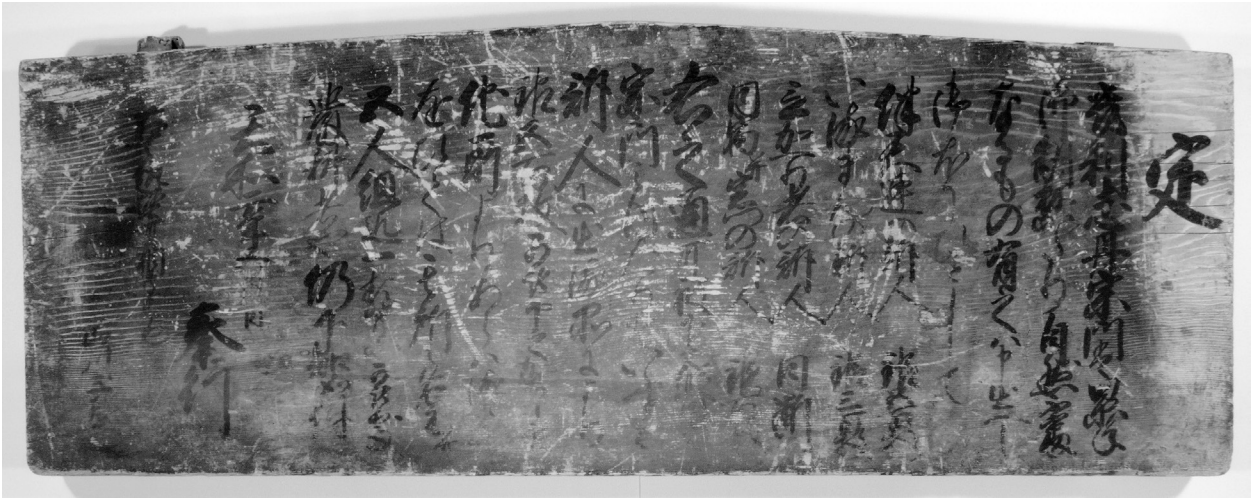
神奈川県立公文書館寄託 ID23200717001
相模国津久井県沢井村石井達也家文書

この高札は「キリシタン札」と呼ばれるもので、キリスト教の禁止と、キリスト教関係者を発見次第届け出ることが記されています。

江戸幕府は慶長一七（一六一二）年にキリスト教を禁止し、寛永一四（一六三七）年の島原の乱を契機に宗門改めが行われるようになり、誰もがいづれかの寺院の檀家となる寺請制度が実施されています。

また、高札にある「奉行」は老中のことで、江戸幕府初期の呼称が残されているものです。そして「山川三左衛門」は幕府の代官で、幕府から発せられた内容を高札に記し、自身の管轄する村々に掲示しています。

この高札の年代をみると天和二（一六八二）年となっており、正徳元（一七一）年の高札の前に発せられたものであることが分かります。当館収蔵の高札で最も古い年代の高札です。ただし、山川三左衛門が代官に任じられたのが貞享三（一六八六）年なので、これ以降に作成されたものであると考えられます。



定

一、幾利志丹宗門は累年御制禁たり、自然不審なるもの有^(者)之ハ申出へし、御^(褒美)ほうひとして

伴天連の訴人 銀五百枚
 いるまんの訴人 銀三百枚
 立^(返)かへり者の訴人 同 断

同宿并宗門之訴人 銀百枚
 右之通可被下、縦同宿・

宗門之内たりといふ^(言)とも、
 訴人に出る品により
 銀五百枚可被下之、かくし置^(隠)
 他所よりあら^(現)ハるゝに
 を^(於)ひてハ、其所之名主并

五人組迄、一類共に可被処
 嚴科者也、仍下知如件

天和二年五月日 奉行
 右之趣堅可相守者也

山川三左衛門



2 定

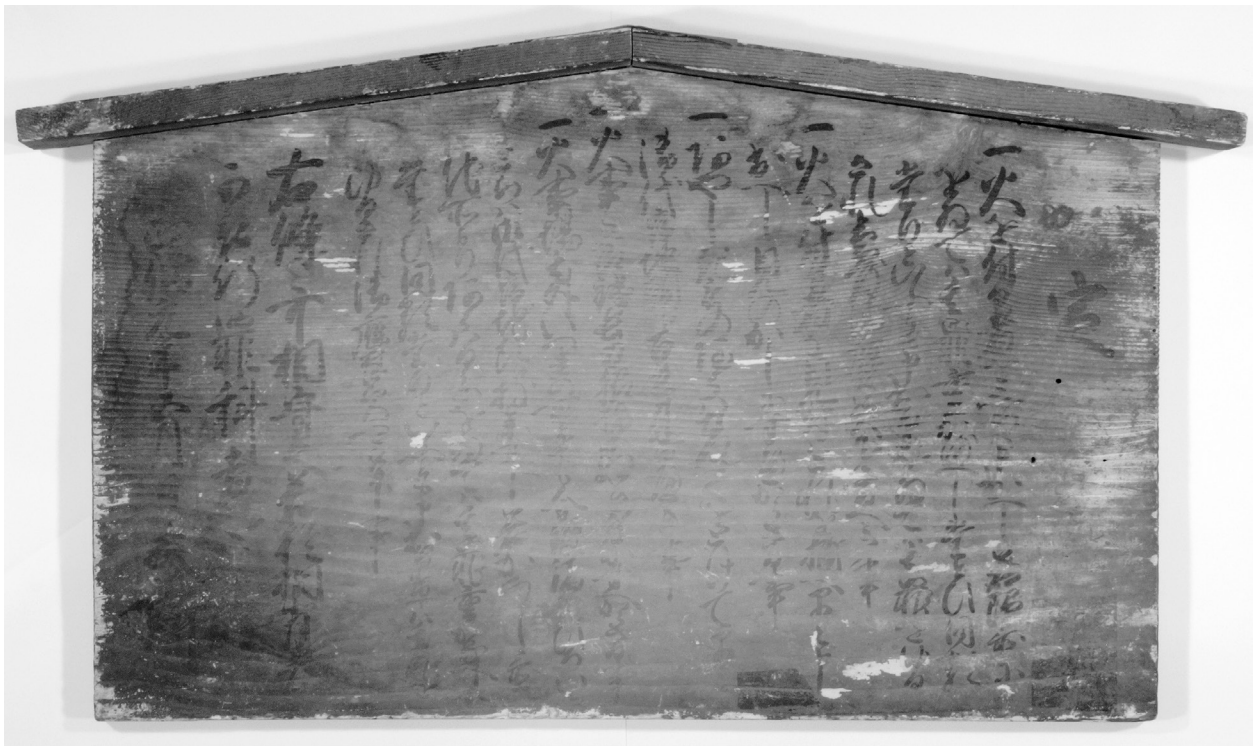
正徳元（一七一）年五月

神奈川県立公文書館寄託 ID3200717002
相模国津久井県沢井村石井達也家文書

この高札は「火付札」と呼ばれるもので、放火を行った者の通報・捕縛、火事場におけるの振る舞いについて記されています。

江戸のような都市部の場合、家々が密集して建てられており、火災が発生すると一気に火の手が回る状況となっていました。そのため放火は重罪で、犯人は火あぶりの刑に処せられました。

江戸時代には現在のような放水等による消火設備はなく、延焼を防ぐため火事の周りの建物を壊す破壊消化が行われていました。そうした活動の妨げにならないようにか、江戸市中に掲げられた高札には、火事場に集まることなどを禁止する条文も記されていました。



定

- 一、火を付る者を(知)しらハ早々申出へし、若隱置に(於)を(於)ゐてハ其罪重かるへし、たと(縦令)ひ同類たりといふとも、申出に(於)おゐてハ其罪を(許)ゆるされ、急度御褒美下さるへき事
 - 一、火を付る者を見付仕、これを捕へ、早々申出へし、見の(逃)かしにすへからさる事
 - 一、あやしきもの(怪)あらハせん(穿鑿)さくを(遂)とけて、早々御代官・地頭江召連来るへき事
 - 一、火事之節、鎗・長刀・脇差等ぬき身(抜)にすへからさる事
 - 一、火事場其外いつれの所(取)にても、金銀諸色(拾)ひろいとらハ御代官・地頭江持参すへし、若(隠)かくし置、他所より(現)あらハる(言)ゝに(於)を(於)ゐてハ、其罪重かるへし、たと(縦令)ひ同類たりといふとも、申出る輩ハ其罪(許)ゆるされ、御褒美可被下事
- 右之条々可相守之、若於相背者可被行罪科者也

正徳元年五月日

奉行



3 定

慶応三(一八六七)年十一月

神奈川県立公文書館所蔵 ID2199436601
武蔵国橘樹郡神奈川宿本陣石井家文書

この高札は「駄賃札」と呼ばれるもので、公定運賃を掲示しています。この高札は神奈川宿(現横浜市神奈川区)に掲げられていたもので、神奈川宿から運ぶ先までの運賃が記されています。

江戸時代の宿駅制度では、荷物は次の宿場まで継ぎ立てる決まりになっていたので、東海道沿いでは江戸方面は川崎宿(現川崎市川崎区)、京方面は保土ヶ谷宿(現横浜市保土ヶ谷区)までの運賃が記載されています。このほか、戸部(現横浜市西区)、太田村(現横浜市中区)、横浜(現横浜市中区)への運賃も記されていますが、これは開港以降に追加されたものと考えられます。

年代が慶応三年となっており、最後に改正された駄賃札であることが分かります。



定

神奈川宿

駄賃并人足賃錢之儀

当卯十一月分より

川崎江

荷物一駄 八百五十七文

乗掛荷人共 同 断

軽尻馬一疋 五百六十七文

人足一人 四百三十六文

保土ヶ谷江

荷物一駄 三百七十九文

乗掛荷人共 同 断

軽尻馬一疋 二百四十八文

人足一人 百九十一文

戸部江

荷物一駄 六百二十四文

乗掛荷人共 同 断

太田村江

荷物一駄 八百十二文

乗掛荷人共 同 断

軽尻馬一疋 五百五十二文

人足一人 四百六文

横浜江

荷物一駄 九百三十六文

乗掛荷人共 同 断

軽尻馬一疋 六百二十四文

人足一人 四百六十六文

右之通可取之、若
於相背者可為曲事
もの也

慶応三年卯十一月奉行

4 御高札之写

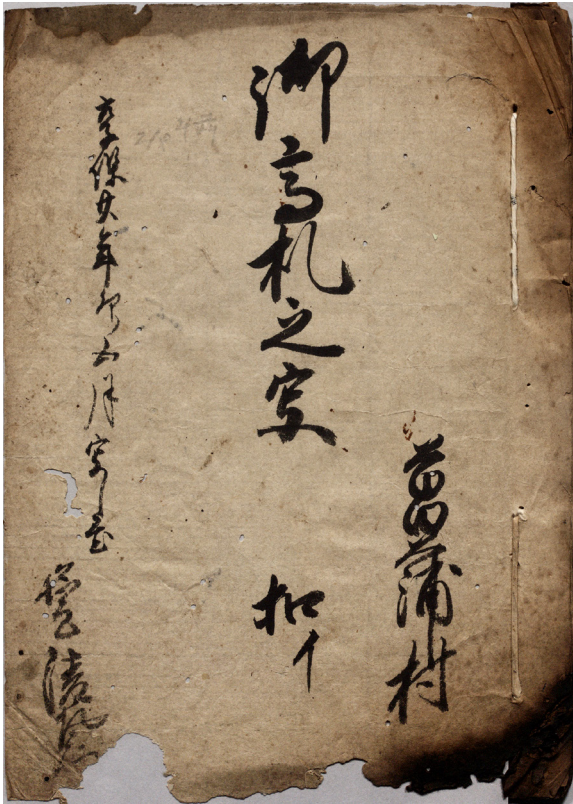
享保二〇年五月(一七三五)

神奈川県立公文書館所蔵 ID2199437006
相模国足柄上郡菖蒲村文書

この資料は、小田原藩領であった菖蒲村(現 秦野市)が作成した、高札を書き写した文書です。

内容は、天和二(一六八二)年の「キリシタン札」「毒薬札」「捨馬札」、正徳元(一七一一)年の「火付札」、享保六(一七二一)年の「鉄砲札」が記されています。

一般に、新しい高札が発せられた際には、古い高札は外されて差し替えられる筈ですが、菖蒲村では正徳元



年に新しい「キリシタン札」「毒薬札」が発せられた以降も、天和二年の高札が掲げられていたのではないかと推察されますが、その理由は不明です。

(表紙)

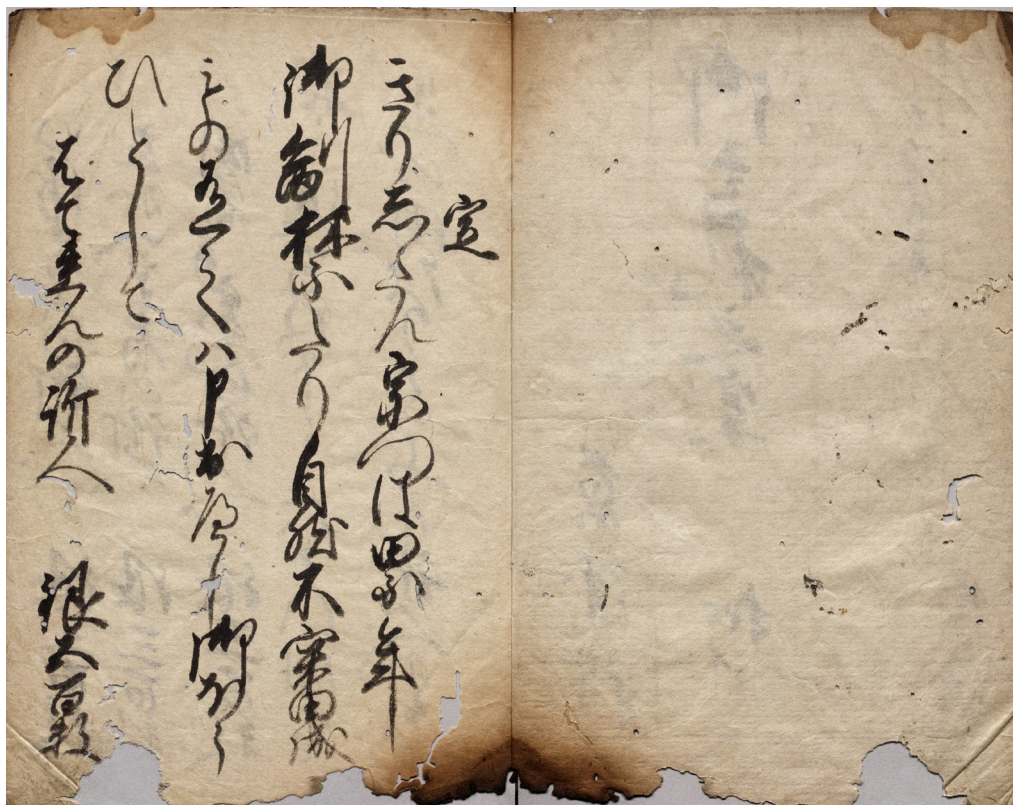
菖蒲村

御高札之写

控イ

享保二十年卯ノ五月写し置

名主清左衛門



定

きりたつん宗門は累年

御制禁たり自然不審成

よのあそくハ申出へし、御

ひととして

はてれんの訴人 銀五百枚

定

きりしたん宗門は累年

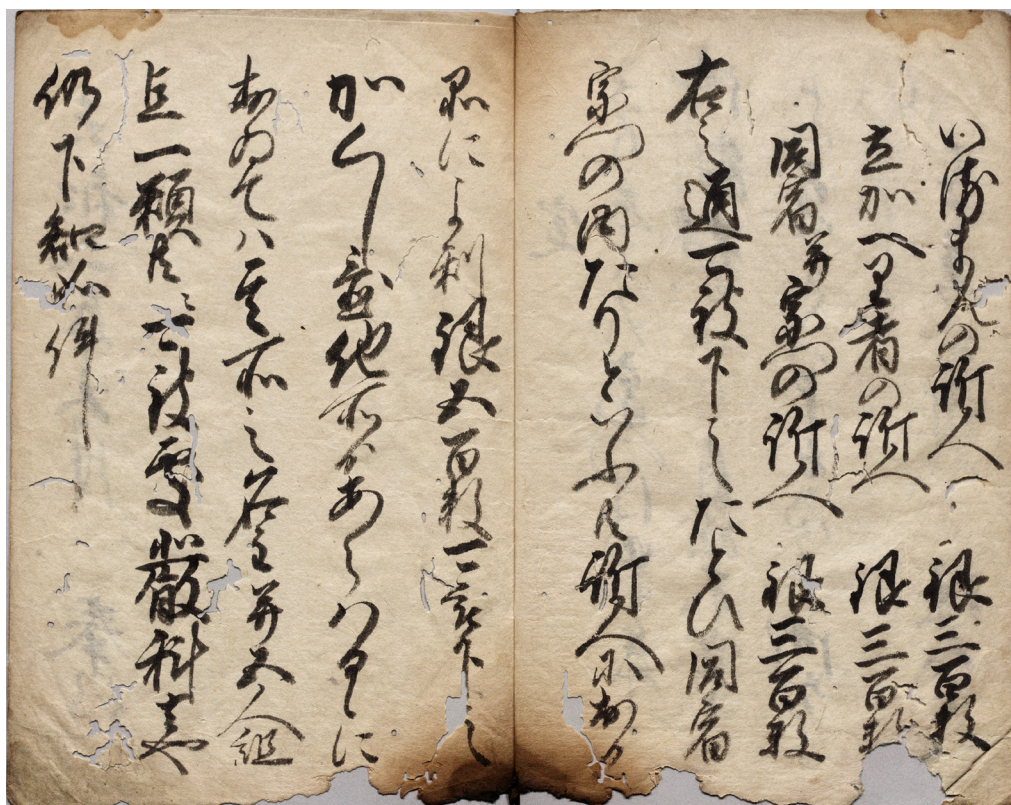
御制禁たり、自然不審成

も^{（者）}の有之ハ申出へし、御^{（褒）}ほう

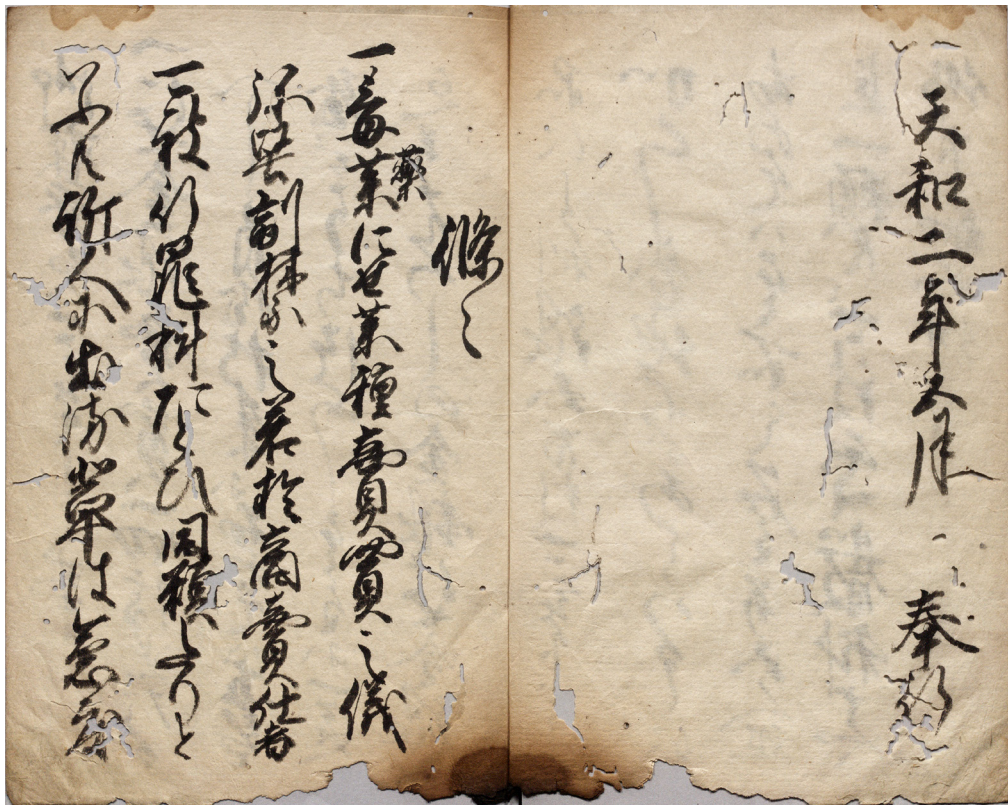
ひ^{（美）}ととして

は^{（伴天連）}てれんの訴人

銀五百枚



<p>品により銀五百枚可被下之、 <small>(隠)</small>かくし置他所より<small>(現)</small>あらハるゝに <small>(於)</small>おゐてハ、其所之名主并五人組 迄、一類共に可被処嚴科者也、 仍下知如件</p>	<p> いるまんの訴人 銀三百枚 立<small>(返)</small>かへり者の訴人 銀三百枚 同宿并宗門之訴人 銀三百枚 右之通可被下之、<small>(縦令)</small>たとひ同宿 宗門之内たりとい<small>(言)</small>ふ共、訴人に出る</p>
---	--



天和二年五月

奉行

条々

一、毒藥・(偽せ)薬種売買之儀、
 弥堅制禁之、(縦令)若於商売仕者
 可被行罪科、(縦令)たとひ同類たりと
(言)いふ共、訴人に出る輩は、急度



御褒美可被下之事

一、に^(偽)せ金銀売買一切停止たる
 へし、自然持参に^(於)おゐてハ兩替
 屋ニ而^(打)うち^(潰)つふし、其主に可返
 之、并は^(外)つしの金銀・に^(偽)せ金銀ハ、

金座・銀座へ^(遣)つかハし可相改事

附、に^(偽)せ^(物)ものすへからさる事

一、寛永の新銭、金子一両に四貫文、
 勿論一分には一貫文、御料・私領
 共に年貢収納等ニも御定の員



数たるへき事

一、新銭之儀、いつれの所にても御免なくして一円不可鑄之、若違反之輩有之ハ、可為罪科事
 附、鏹銭・似銭(偽)、此外撰へからさる事

一、新作の慥ならさる書物、商売(致)いたすへからさる事

一、諸色の商売、或一所に買置(縮)しめうり、或申合高直(値)ニ(致)いたすへからさる事

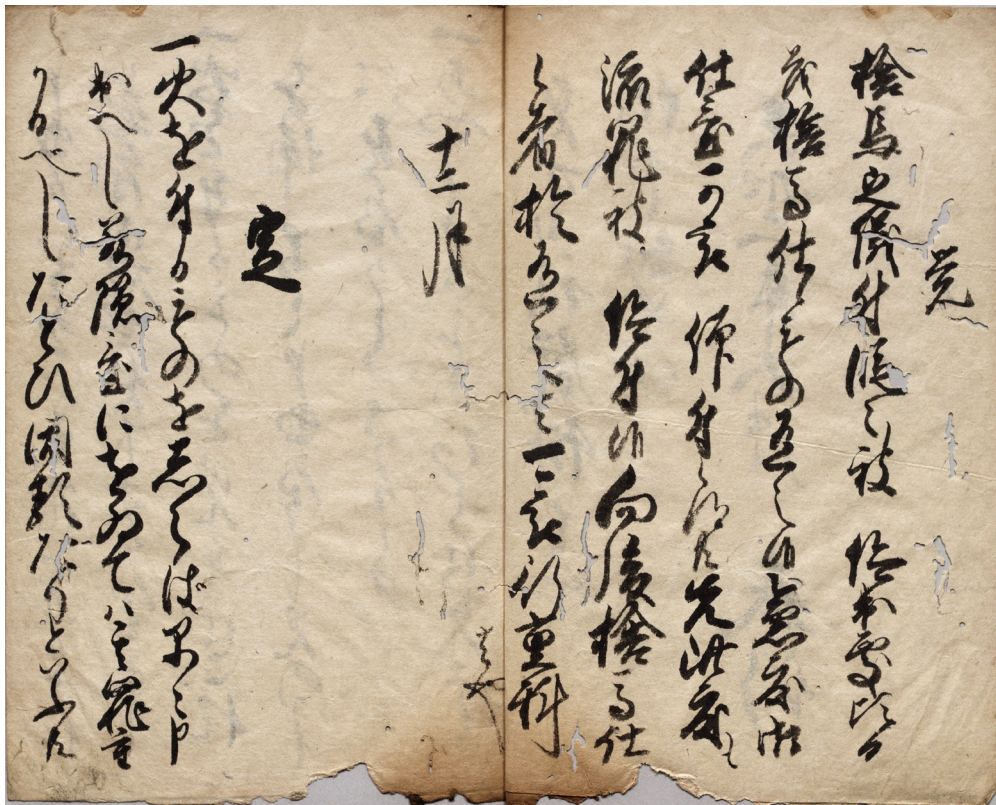


一、諸職人申合、作料・手間賃等
 高直^値ニすへからず、惣而誓約をなし、
 結徒党儀可為曲事
 右条々可相守、此旨
 若違反之族於有之

者、可致嚴科者也
 仍下知如件

天和二年五月

奉行



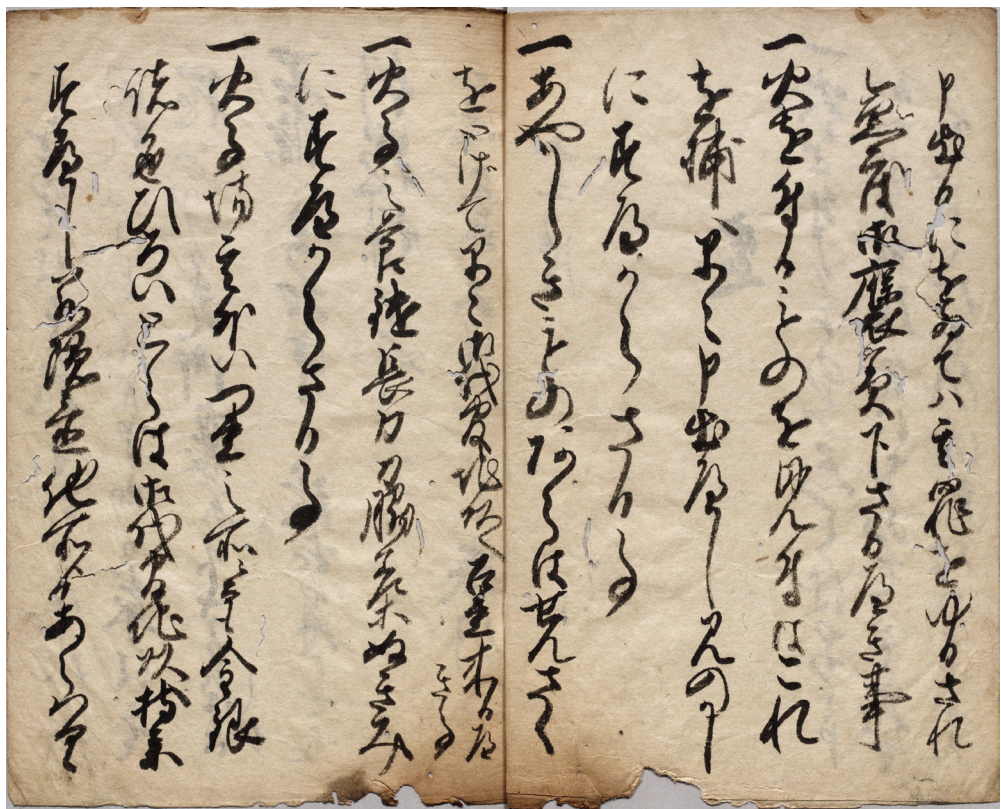
覚

捨馬之儀付、段々被 仰出処、頃日
 茂捨馬仕候も(者)の有之候、急度御
 仕置可被 仰付候得共、先此度も
 流罪被 仰付候、向後捨馬仕
 候者於有之者、可被行重科者也

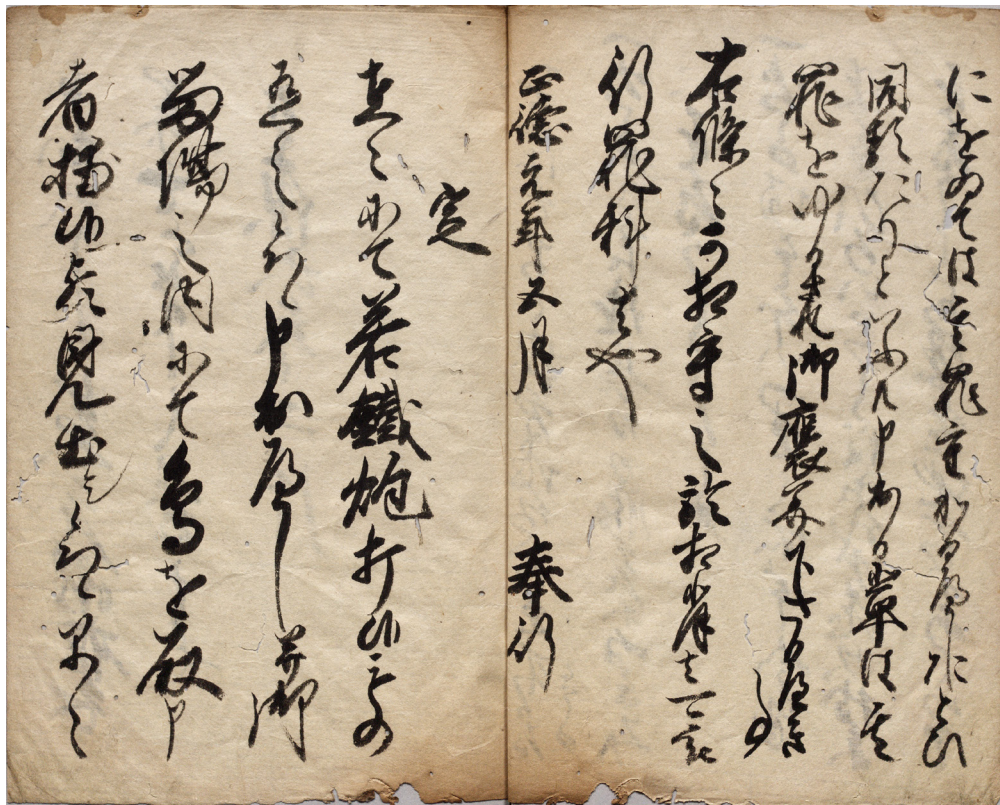
十二月

定

一、火を付る者(知)をしらば早々申
 出へし、若隠置(悉)にを(悉)めてハ其罪重
 かるへし、(縦令)たとひ同類たりといふ共、



申出るに(於)をみてハ其罪を(許)ゆるされ、
 急度御褒美下さるへき事
 一、火を付る者を見付は、これ
 を捕へ、早々申出へし、見の(逃)かし
 にすへからさる事
 一、(怪)あやしきもの(者)あらはせん(穿)さく
(遂)をとげて、早々御代官・地頭へ召連来るへき事
 一、火事之節、鎗・長刀・刀・脇差等(抜)ぬき(身)み
 にすへからさる事
 一、火事場其外いつれの所ニ而も、金銀
 諸色(拾)ひろい(取)とらは御代官・地頭へ持参
 すへし、若隠置、他所より(現)あらハるゝ



にきあはれはきき飛せむる水は
 因類たりといふ共、申出る輩ハ其
 罪をゆ^(許)るされ、御褒美下さるへき事
 右之条々可相守之、於相背者可被
 行罪科者也

正徳元年五月

奉行

定

在々にて若鉄砲打候も^(者)の
 有之候ハ、申出へし、并御
 留場之内にて鳥を取申
 者捕候歟、見出シ候ハ、早々

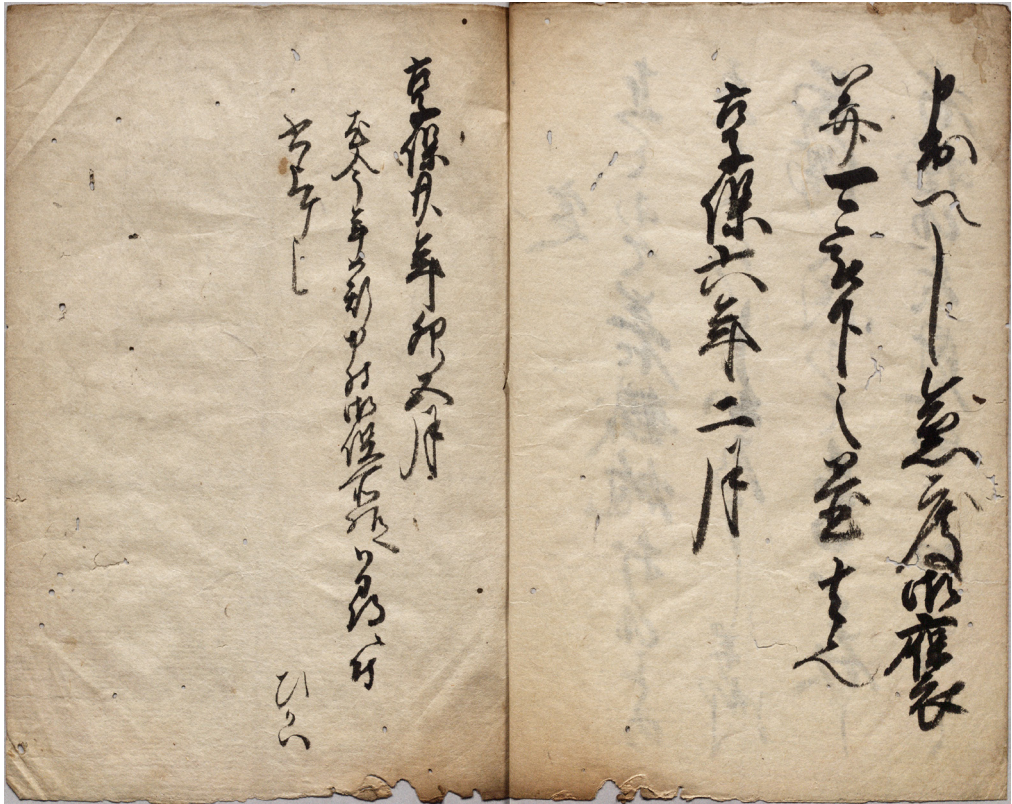
にを^(於)みてハ、其罪重かるへし、た^(縦令)とひ
 同類たりとい^(言)ふ共、申出る輩ハ其
 罪をゆ^(許)るされ、御褒美下さるへき事
 右之条々可相守之、於相背者可被
 行罪科者也

正徳元年五月

奉行

定

在々にて若鉄砲打候も^(者)の
 有之候ハ、申出へし、并御
 留場之内にて鳥を取申
 者捕候歟、見出シ候ハ、早々



申出へし、急度御褒
美可被下之置者也

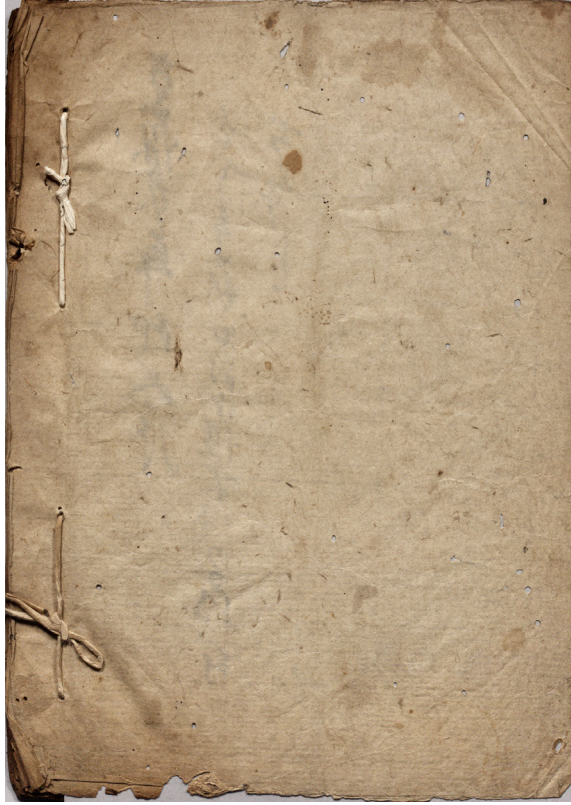
享保六年二月

享保二十年卯ノ五月

尤今年如斯申付、御役所様へ御尋ニ付

書上ケ申候

ひかい(控)



5 御高札之写

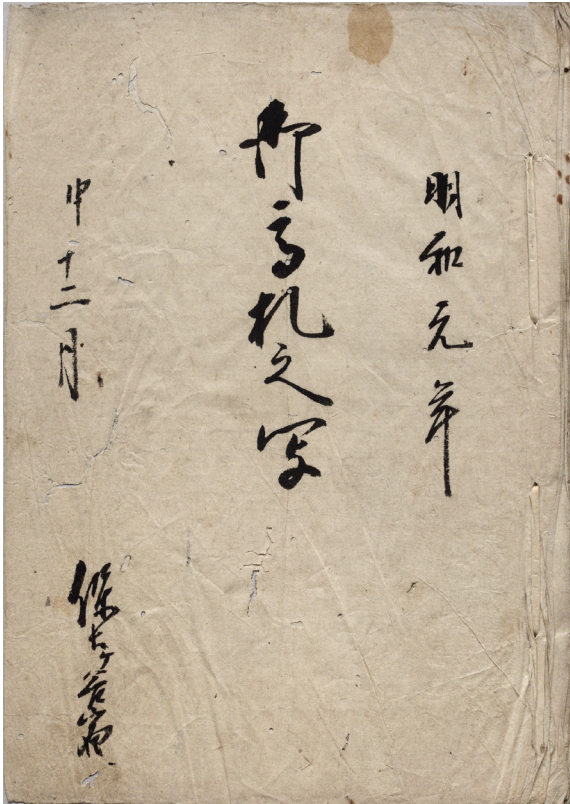
明和元（一七六四）年十二月

神奈川県立公文書館所蔵 ID2300448730
武蔵国橘樹郡保土ヶ谷宿 荻部家文書

この資料は、幕領であった保土ヶ谷宿（現 横浜市保土ヶ谷区）が作成した、高札を書き写した文書です。

内容は、正徳五年の「毒薬札」「貫目札」「火付札」「駄賃札」「切支丹札」、それと享保六（一七二一）年の「鉄砲札」「鷹番札」が記されています。

「駄賃札」を見ると、保土ヶ谷宿を起点としたものになっており、東海道のそれぞれ隣の宿場、江戸方面は神



奈川宿（現 横浜市神奈川区）、京方面は戸塚宿（現 横浜市戸塚区）までの運賃が記載されています。また、他に素泊まりの宿屋である木賃宿の宿泊賃が記載されています。

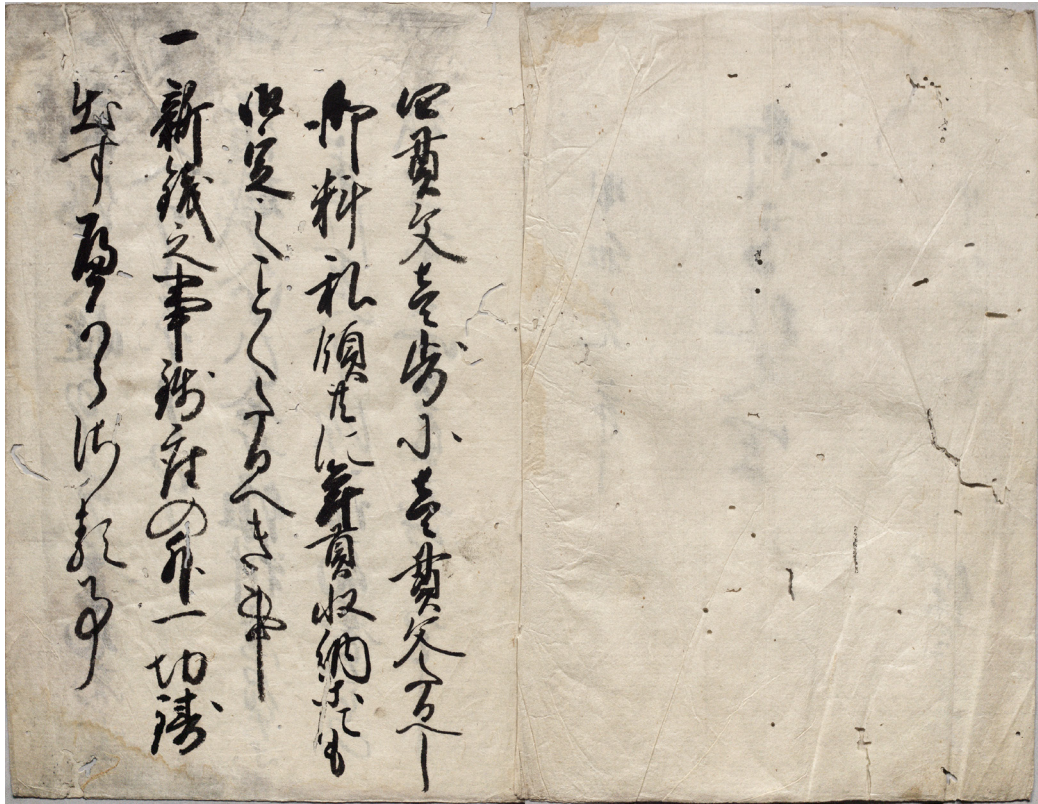
（表紙）

明和元年

御高札之写

申十二月

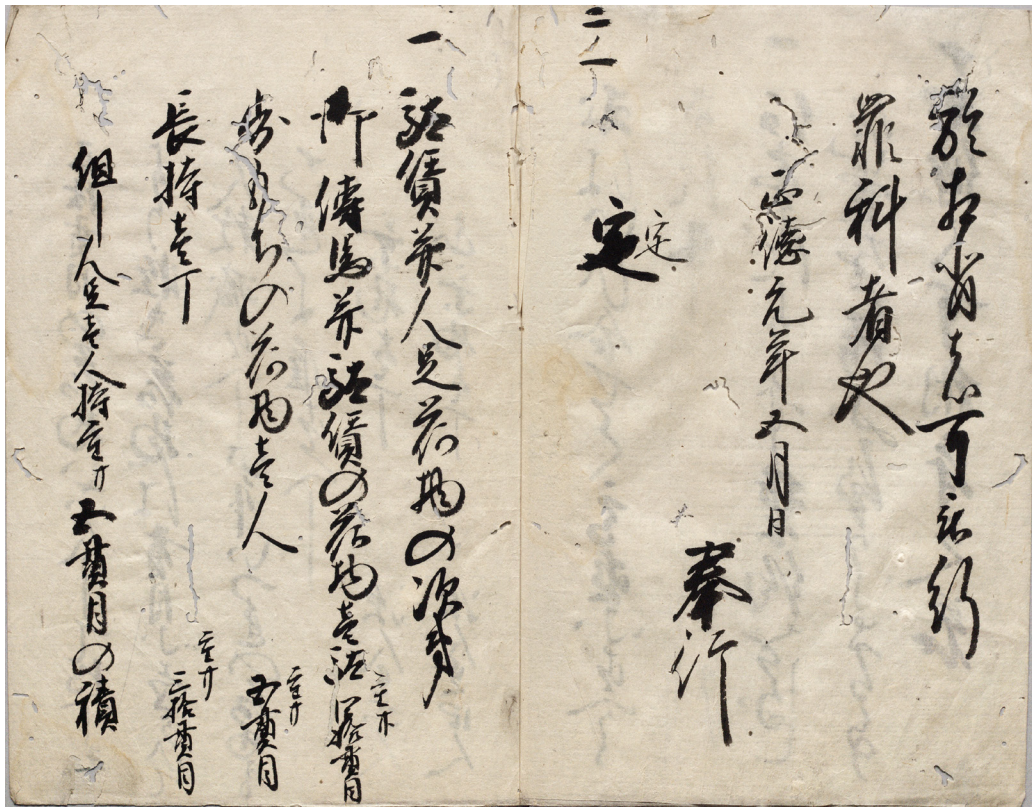
保土ヶ谷宿



四貫文を歩（金）小を貫文五一
 御料私領共に年貢収納等も
 御定のごとくたるへき事
 一、新銭之事、錢座の外一切鑄
 出すへからさる事

（前欠）

一、新作の慥ならずる書物、商売
 せへからざる事
 一、諸職人いひ合せ、作料・手間賃等
 高直(値)ニすへからず、諸商売(者)もの、
 或は一所に買置(絶)しめ(売)うりし、
 或はいひ合せて高直(値)ニすへから
 ざる事
 一、何事によらず誓約をなし、
 徒党を結ふへからざる事
 右条々可相守之、若



於相背者可被行
罪科者也

正徳元年五月日

奉行

二ノ一 定

一、駄賃并人足荷物の次第

御伝馬并駄賃の荷物重サ四十貫目

歩持もちの荷物重サ一人 五貫目

長持重サ一丁 三十貫目

但し、人足一人持、重サ五貫目の積

於相背者可被行
罪科者也

正徳元年五月日 奉行

二ノ一 定

一、駄賃并人足荷物重サの次第

御伝馬并駄賃の荷物重サ一駄 四十貫目

歩持もちの荷物重サ一人 五貫目

長持重サ一丁 三十貫目

但し、人足一人持、重サ五貫目の積

三、貫目^三の荷物ハ六人^一ニ持^一テ
 一、より^一輕き^一荷物ハ貫目^一ニ持^一テ
 一、人数^一減^一スヘシ、此^一外^一い^一つ^一れ^一の^一荷^一物^一も
 一、これ^一に^一准^一す^一へ^一し
 一、御^一朱^一印^一伝^一馬^一・人^一足^一之^一数^一、御^一書^一付^一の^一外^一に
 一、多く^一出^一す^一へ^一か^一ら^一さ^一る^一事^一
 一、道^一中^一次^一人^一足^一・次^一馬^一の^一数^一、た^一と^一ひ^一国^一持^一大^一名^一
 一、たり^一と^一い^一ふ^一と^一も、其^一家^一中^一共^一に^一東^一海^一道^一ハ
 一、一日^一に^一五^一十^一人^一・五^一十^一疋^一に^一過^一へ^一か^一ら^一す、此^一外^一の

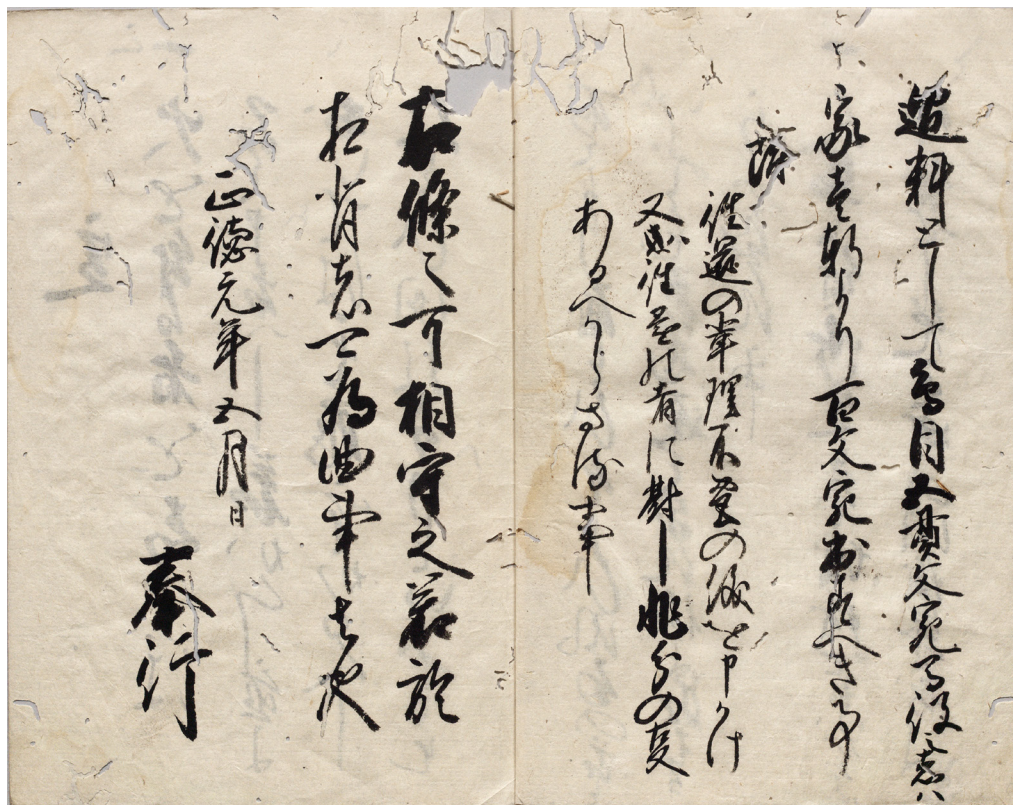
三、貫目を三人に持て
 一、より軽き荷物は貫目に持て
 一、人数減すへし、此外いづれの荷物も
 一、これに准すへし
 一、御朱印伝馬・人足之數、御書付の外に
 一、多く出さへからざる事
 一、道中次人足・次馬の數、たとひ国持大名
 一、たりといふとも、其家中共に東海道ハ
 一、一日に五十人・五十疋に過へからず、此外の

三十貫目の荷物ハ六人して持へし、夫
 より輕き荷物は貫目に持^從た^一か^一ひ^一て
 人数減すへし、此外いづれの荷物も
 これに准すへし
 乗物 一丁 次^繼人足六人
 山乗物 一丁 次^繼人足四人

一、御朱印伝馬・人足之數、御書付の外に
 多く出さへからざる事
 一、道中次^繼人足・次^繼馬の數、た^一と^一ひ^一国^一持^一大^一名^一
 たり^言といふとも、其家中共に東海道ハ
 一日に五十人・五十疋に過へからず、此外の

傳馬道ハ廿五人或拾定ノ限ハ
 但江戸京大坂の外道中におゐる馬
 共ハ追通する處よりさる事
 一、御傳馬駄賃の荷物は其町の馬残らす
 出すへし、若駄賃馬おほく入時ハ、在々
 所々より雇ひしき人風雨の節と
 いふとも、荷物遅々なき様に相はか
 らふへき事
 一、人馬之賃、御定之外増錢を取におゐてハ
 牢舎せしめ、其町の間屋・年寄は

伝馬道ハ二十五人・二十五疋に限へし
 但、江戸・京・大坂の外、道中におゐて人馬
 とも（共）に追通すへからさる事
 一、御伝馬駄賃の荷物ハ、其町の馬残らす
 出すへし、若駄賃馬おほく（多）入時ハ、在々
 所々より（雇）やとひ、たとひ（縦令）風雨の節と
 いふとも、荷物遅々なき様に相はか（計）
 らふへき事
 一、人馬之賃、御定之外増錢を取におゐてハ
 牢舎せしめ、其町の間屋・年寄は



過料より一月五貫文宛を以て
家を軒より百文宛を出さる事

附、往還の輩、理不尽の儀を申かけ、
又ハ往還の者に対し非分の事
あるへからさる事

右條々可相守之、若於
相背者可為曲事者也

正徳元年五月日

奉行

過料として鳥目五貫文宛、馬役之者ハ
家一軒より百文宛出すへき事

附、往還の輩、理不尽の儀を申かけ、
又ハ往還の者に対し非分の事
あるへからさる事

右 条 々 可 相 守 之、 若 於
相 背 者 可 為 曲 事 者 也

正徳元年五月日

奉行

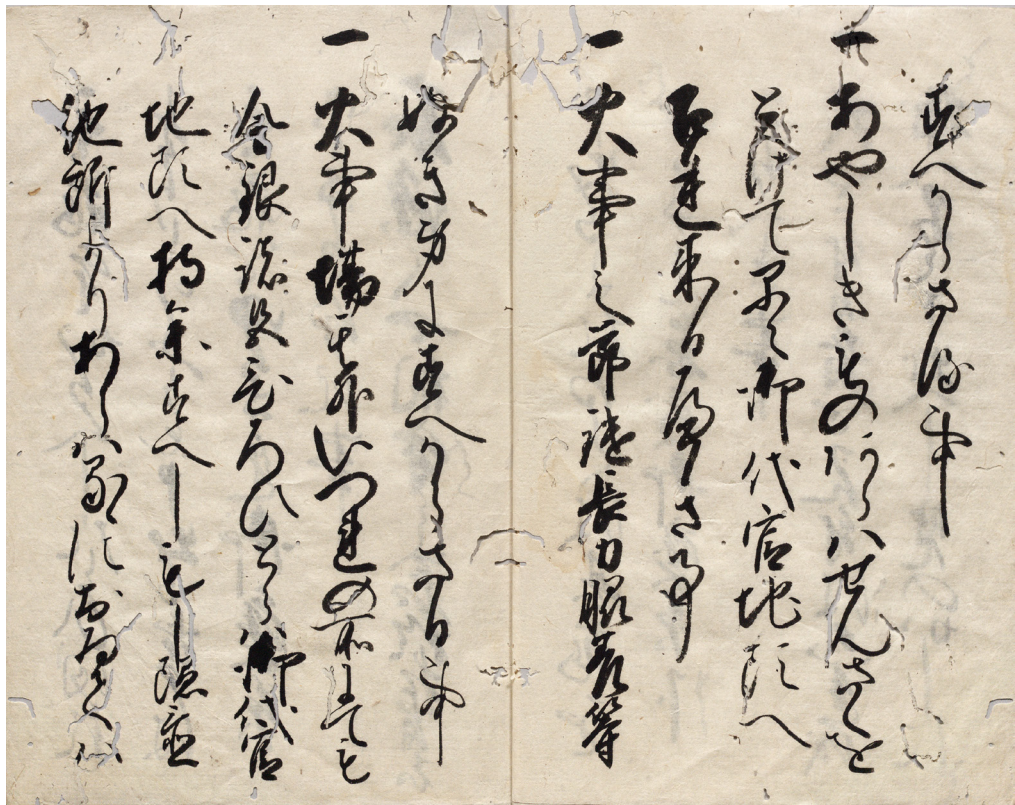
定
 一、火を付る者とあはしは
 若か^隠くし置
 ちては其罪重かるへし、
 然らば同類たりといふとも、
 申出るに^於おるてハ其罪を
 ゆ^許るされ、急度御褒美下
 さるへき事
 一、火を付る者を見付は、これ越
 捕へ、早々申出へし、見^逃のかしに

定

三

一、火を付る者を^知しらは
 早々申出へし、若^隠か^隠くし置
 ちては其罪重かるへし、
 お^於いては其罪重かるへし、
 然らば同類たりとい^言ふとも、

申出るに^於おるてハ其罪を
 ゆ^許るされ、急度御褒美下
 さるへき事
 一、火を付る者を見付は、これ越
 捕へ、早々申出へし、見^逃のかしに



要へりる事

一、あやしきものあらハせんさくを

とけて、早々御代官・地頭へ

召連来るへき事

一、火事之節、鑓・長刀・刀・脇差等

ぬき身にすへからさる事

一、火事場其外いつれの所にても、

金銀諸色ひろいとらハ御代官・

地頭へ持参すへし、もし隠置、

他所よりあらハるゝにおゐてハ、

すへからさる事

一、^怪あやしき^者ものあらハせん^穿さく^鑿を

^遂とけて、早々御代官・地頭へ

召連来るへき事

一、火事之節、鑓・長刀・刀・脇差等

ぬき^抜身にすへからさる事

一、火事場其外いつれの所にても、

金銀諸色^拾ひろいとら^取ハ御代官・

地頭へ持参すへし、もし隠置、

他所より^現あらハるゝ^於におゐてハ、



其罪重かるへし、^縦と^令ひ同類
 たりといふとも、申出る輩は
 其罪をゆるされ、御褒美
 下さるへき事

右之条々可相守之、若於相背者

可被行罪科者也

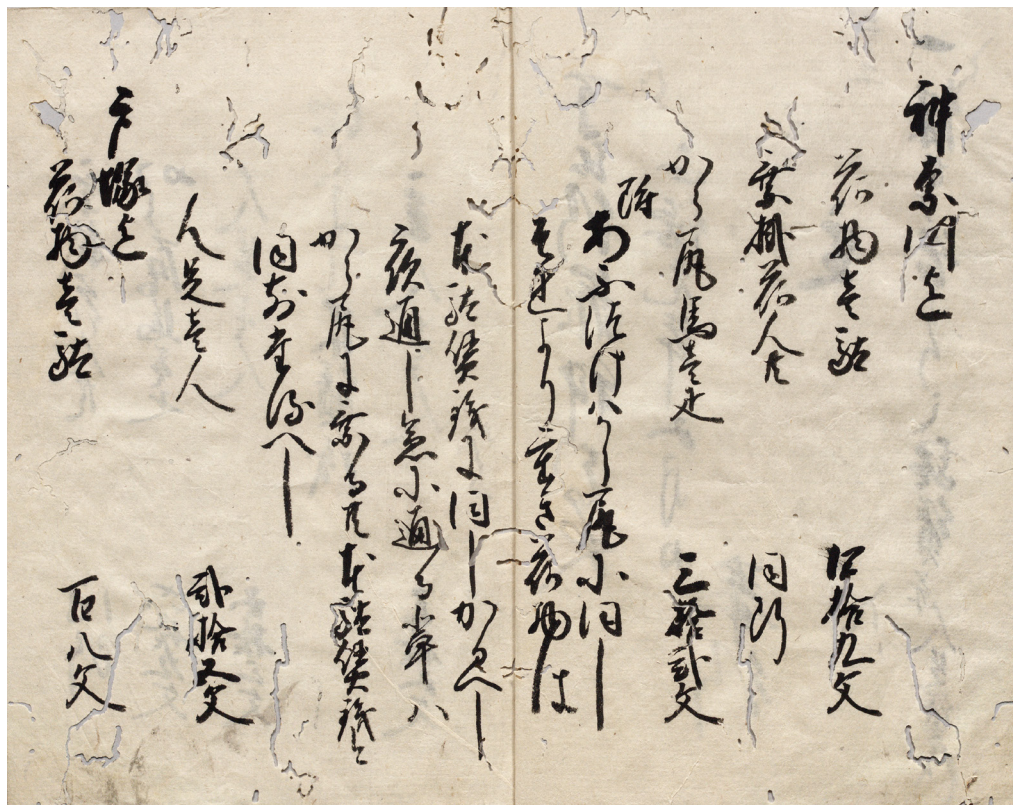
正徳元年五月日

奉行

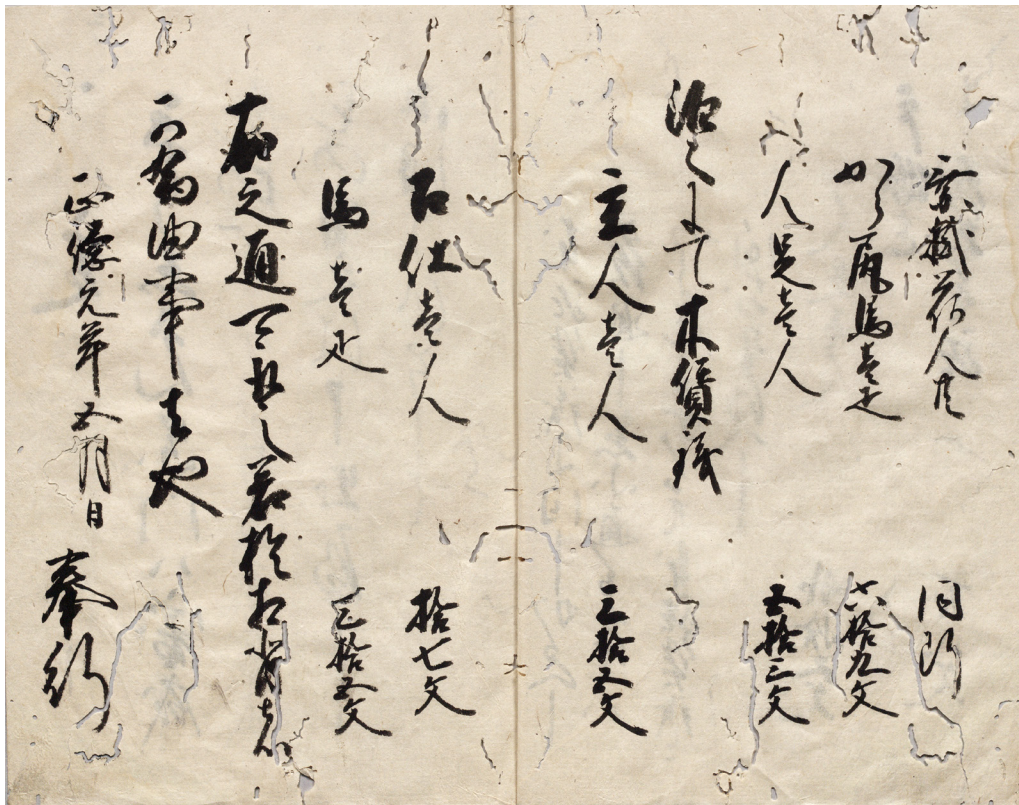
定

二ノ二

一、保土ヶ谷より之駄賃并人足賃銭



神奈川迄	荷物一駄	四十九文
乗掛荷人共	同断	
から尻馬一疋	三十二文	
附、あふ <small>（輕）</small> つけハ、から <small>（輕）</small> 尻に同し		
それより重き荷物は		
本駄賃錢に同しかるへし、		
夜通し急に通る輩ハ、		
から <small>（輕）</small> 尻に乗る共本駄賃錢と		
同前たるへし		
人足一人	二十五文	
戸塚迄		
荷物一駄	百八文	



乘掛荷人共

同断

から尻馬一疋

六十九文

泊々にて木賃銭

泊々にて木賃銭

主人一人

三十五文

召仕一人

十七文

馬一疋

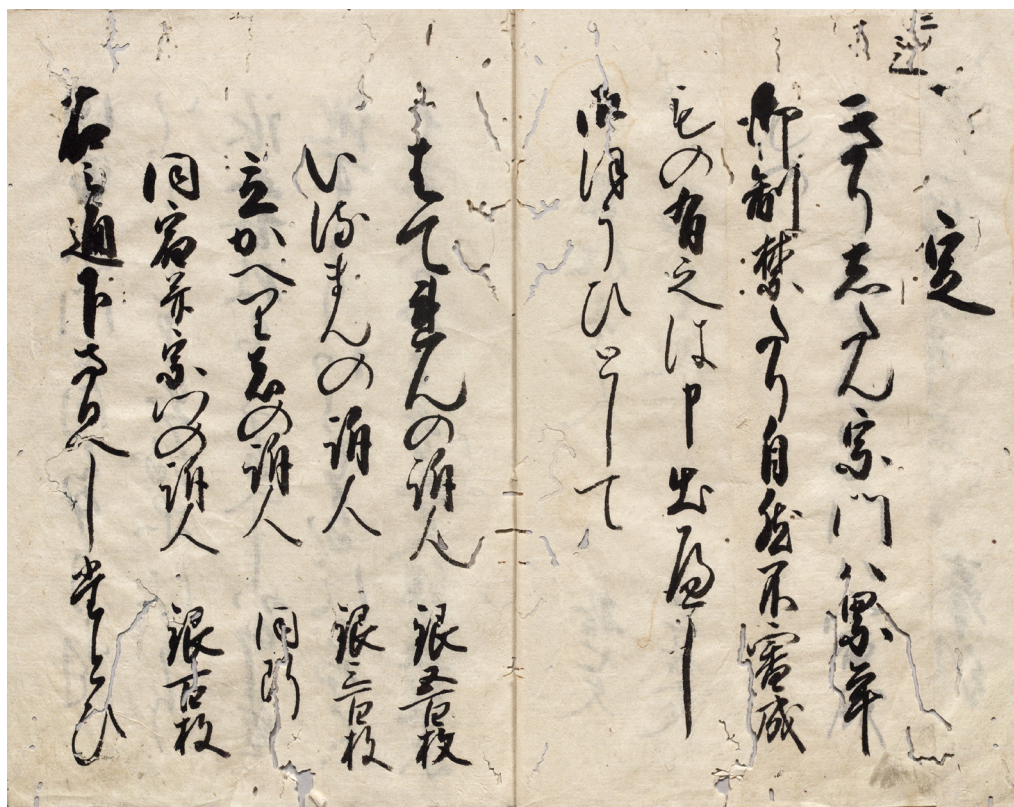
三十五文

右之通可取之、若於相背者
可為曲事者也

正徳元年五月日

奉行

乘掛荷人共	同断
から尻馬一疋	六十九文
人足一人	五十三文
泊々にて木賃銭	
主人一人	三十五文
召仕一人	十七文
馬一疋	三十五文
右之通可取之、若於相背者	
可為曲事者也	
正徳元年五月日	
奉行	



定

きりしたん宗門ハ累年

御制禁たり自然不審成

之の有之は申出へし、

御ほうひりて

はてれんの訴人 銀五百枚

いるまんの訴人 銀三百枚

立かへり者の訴人 同断

同宿并宗門の訴人 銀百枚

右之通下さるへし、

二ノ三

定

きりしたん宗門ハ累年

御制禁たり、自然不審成

も^者の^美有之は申出へし、

御ほう^美う^美ひ^美として

は^伴て^天れ^連んの訴人 銀五百枚

いるまんの訴人 銀三百枚

立かへり者の訴人 同断

同宿并宗門の訴人 銀百枚

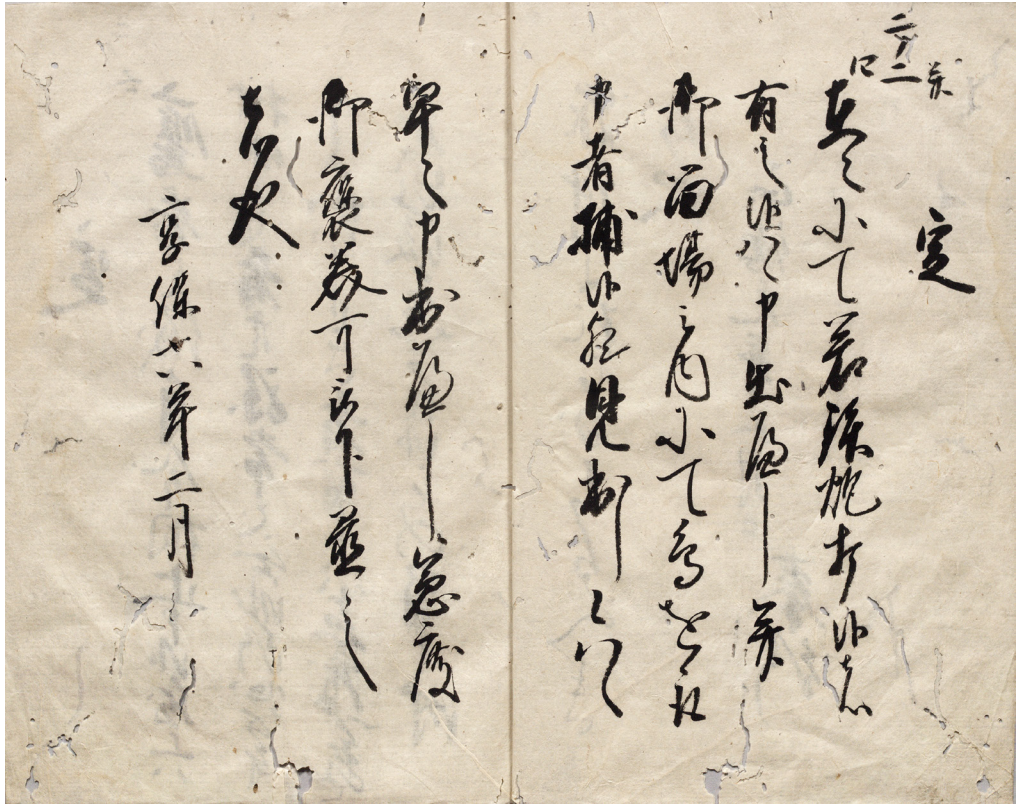
右之通下さるへし、
た^縦と^令ひ

同宿宗門之内なりしは
 以上と申出ふる品により
 浪文百枚下さるへし、かくし置
 他所よりあらはるゝにおゐてハ、
 其所之名主并五人組迄、一類共に
 罪科におこなはるへき
 者也
 正徳元年五月日
 奉行

同宿・宗門之内たりと
 いふとも、申出る品により
 銀五百枚下さるへし、^(隠)かくし置
 他所よりあらはるゝに^(懸)おゐてハ、
 其所之名主并五人組迄、一類共に
 罪科におこなはるへき
 者也

正徳元年五月日

奉行



定

二ノ二并

在々にて若鉄砲打候者
 有之候ハ、申出へし、并
 御留場之内にて鳥を取
 申者捕候歟、見出し候ハ、

早々申出へし、急度
 御褒美可被下置之者也

享保六年二月

鷹番之儀
定

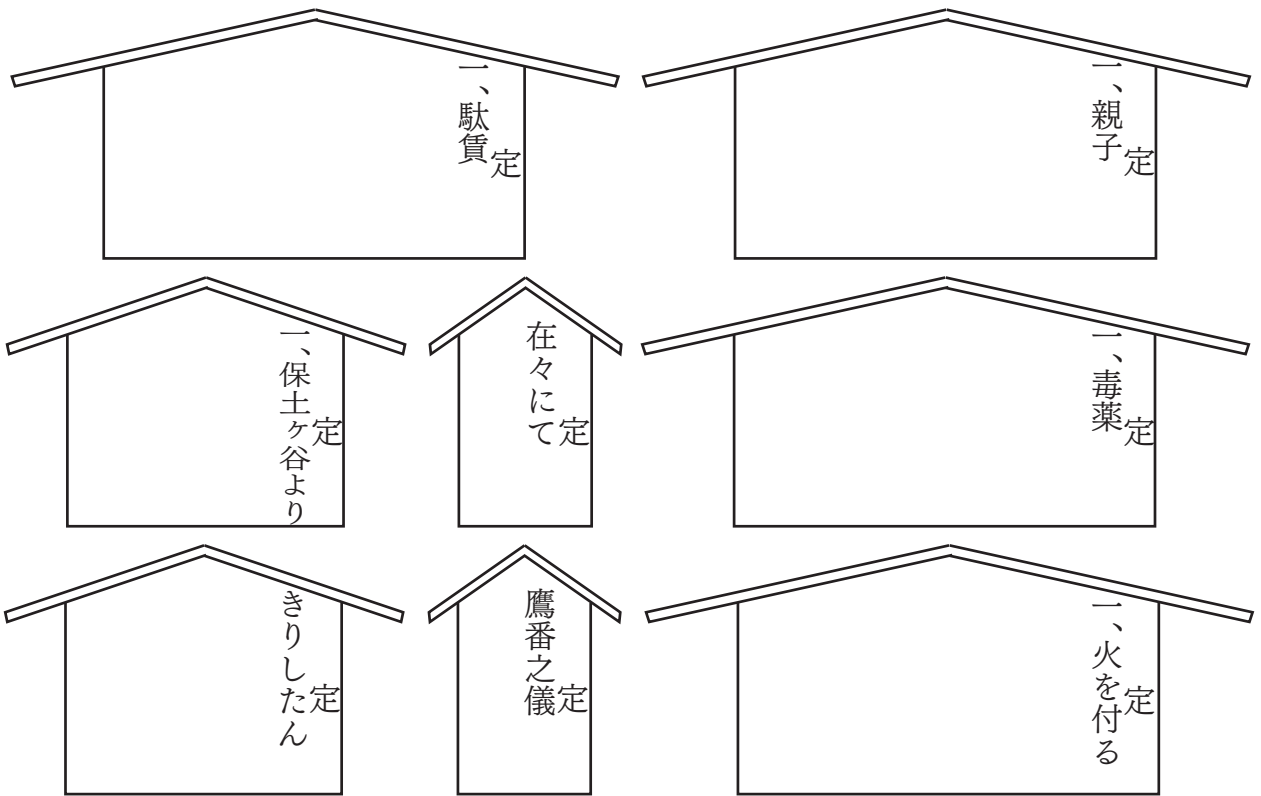
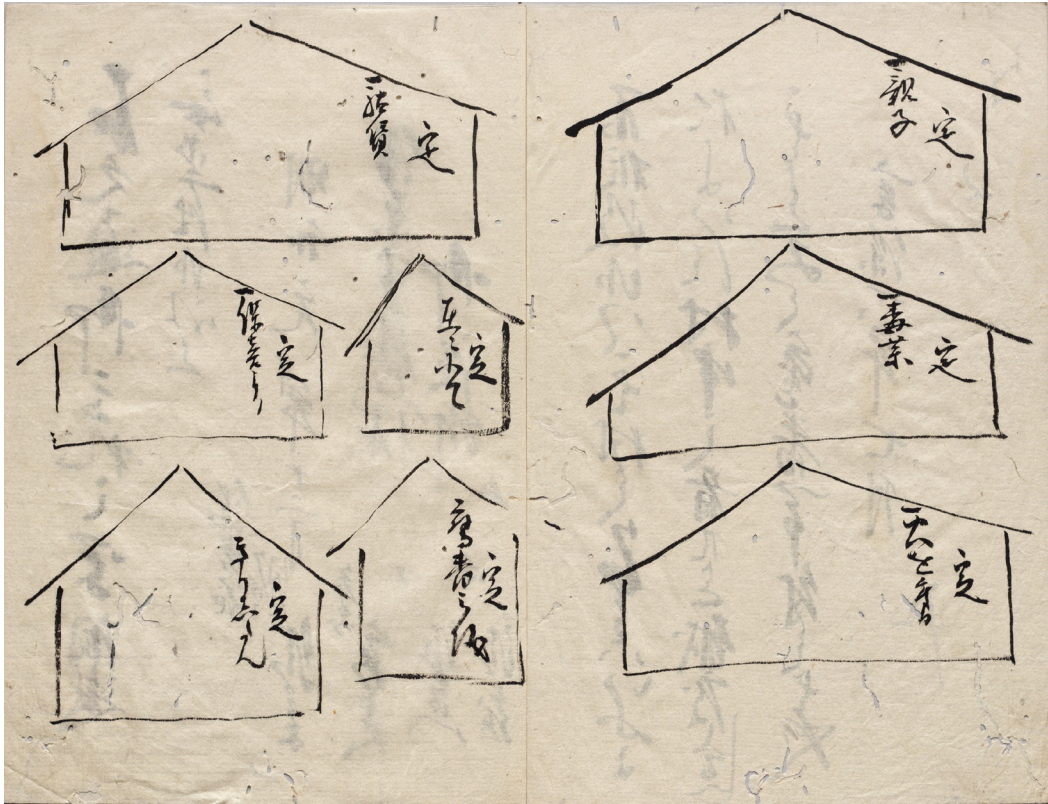
鷹番之儀自今相止申候、然上ハ
村中之者共弥常々無油断心を付、
うたかハしき者有之ハ、急度可相改之、
若此以後鳥を取候もの有之内

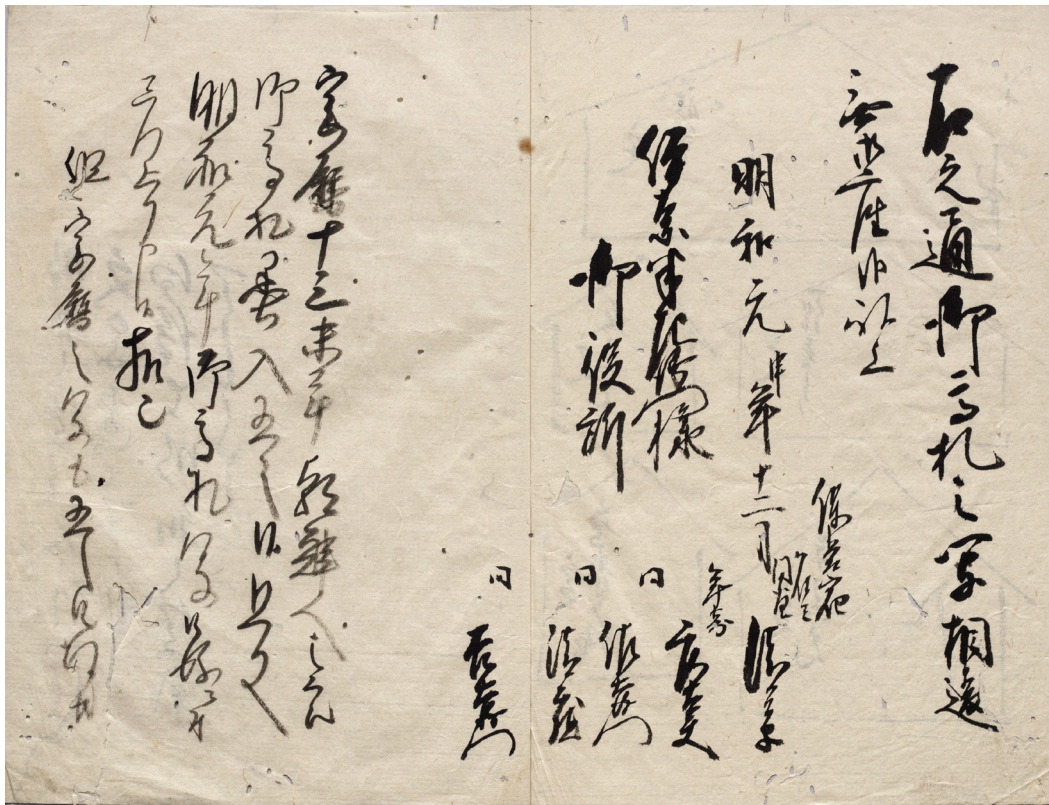
不相改候ハ、其村之名主ハいふに
およハす、村中之者共迄越度たるへし、
其上又々鷹番可申付之者也
享保六年七月

二ノ五
定

鷹番之儀、自今相止申候、然上ハ
村中之者共弥常々無油断心を付、
うたかハしき者有之ハ、急度可相改之、
若此以後鳥を取候もの有之内

不相改候ハ、其村之名主ハいふに
およハす、村中之者共迄越度たるへし、
其上又々鷹番可申付之者也
享保六年七月





右之通、御高札之写相違
無御座候、以上

保土ヶ谷宿

明和元年十二月

伊奈半左衛門様

御役所

清兵衛

庄太夫

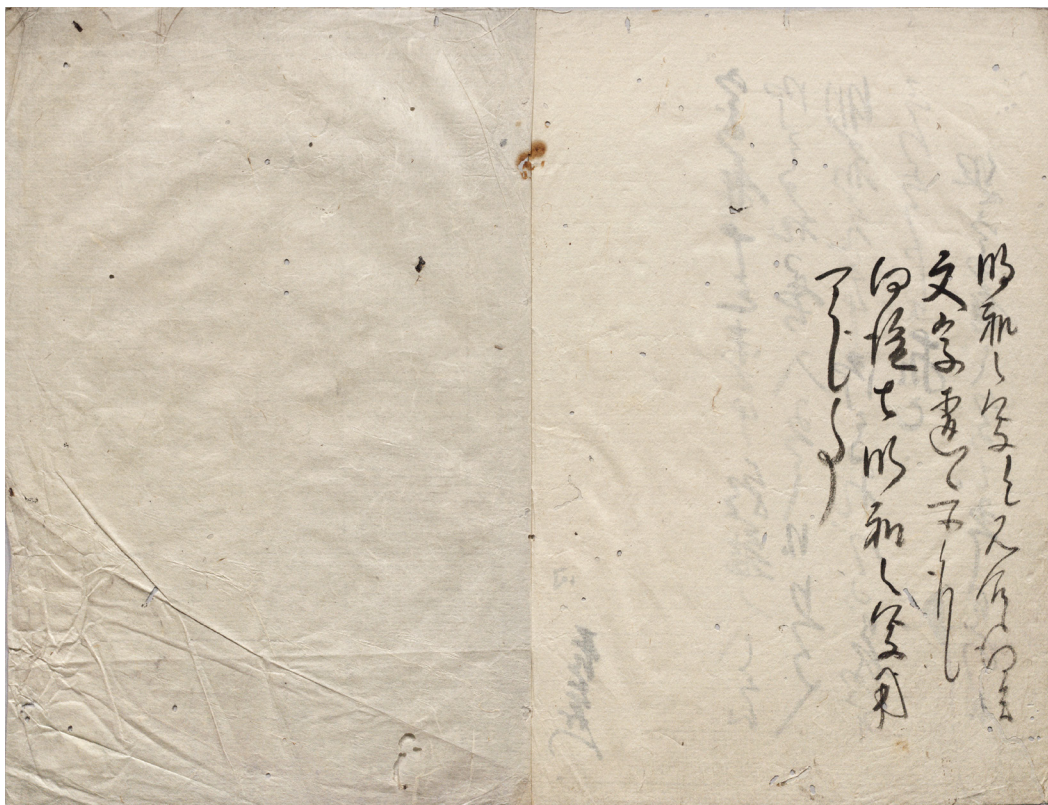
同 佐右衛門

同 清蔵

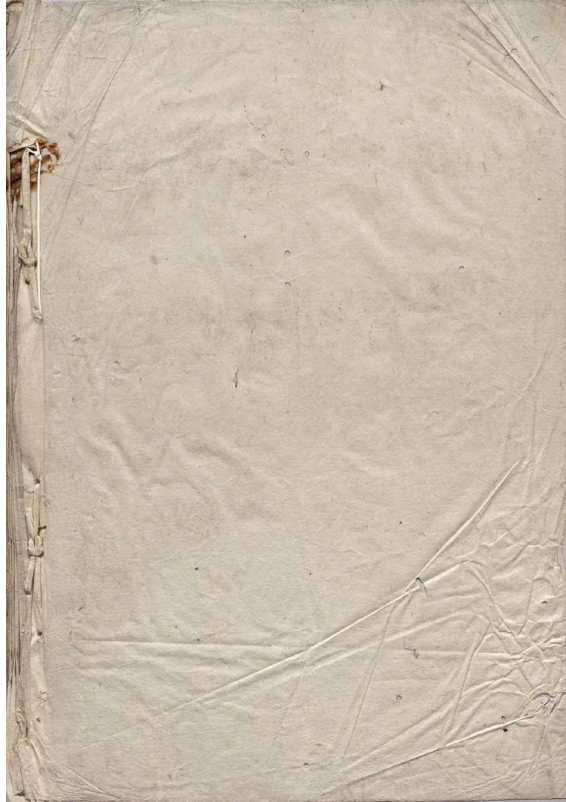
同 吉右衛門

宝曆十三未年、朝鮮人之節
御高札墨入有之候、且又
明和元年御高札写候儀ニ付、
差上申候控也

但、宝曆之写も有之候得共、



明和之写と見合候得者、
文字違候所御座候、
向後者明和之写用
可申候事



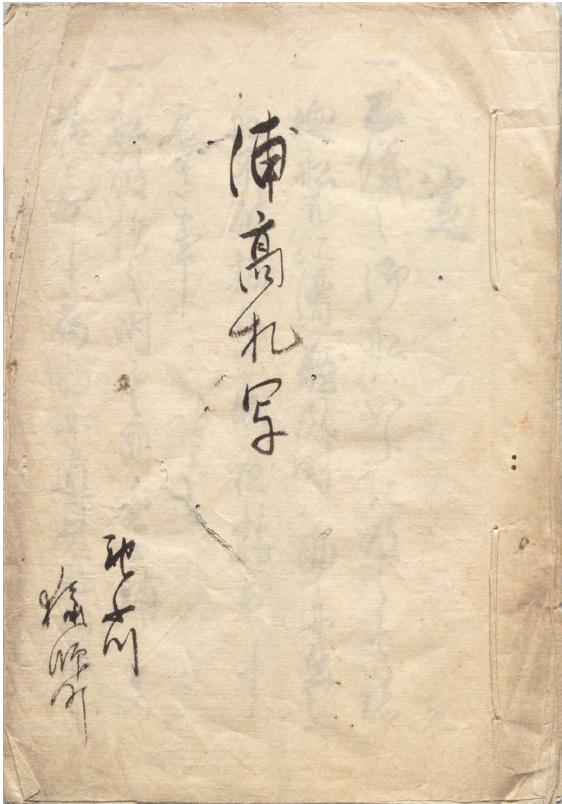
6 浦高札写

(江戸)

神奈川県立公文書館所蔵 ID2199435036
武蔵国橘樹郡神奈川宿本陣 石井家文書

この資料は、神奈川県宿獵師町(現横浜市神奈川区)が作成した、浦高札の写しです。

浦高札は、海難救助や浦方の取り締まりについて記載された高札で、各地の港や海岸に建てられました。この写しの内容は正徳元(一七一)年に発せられたもので、幕末まで継続されています。

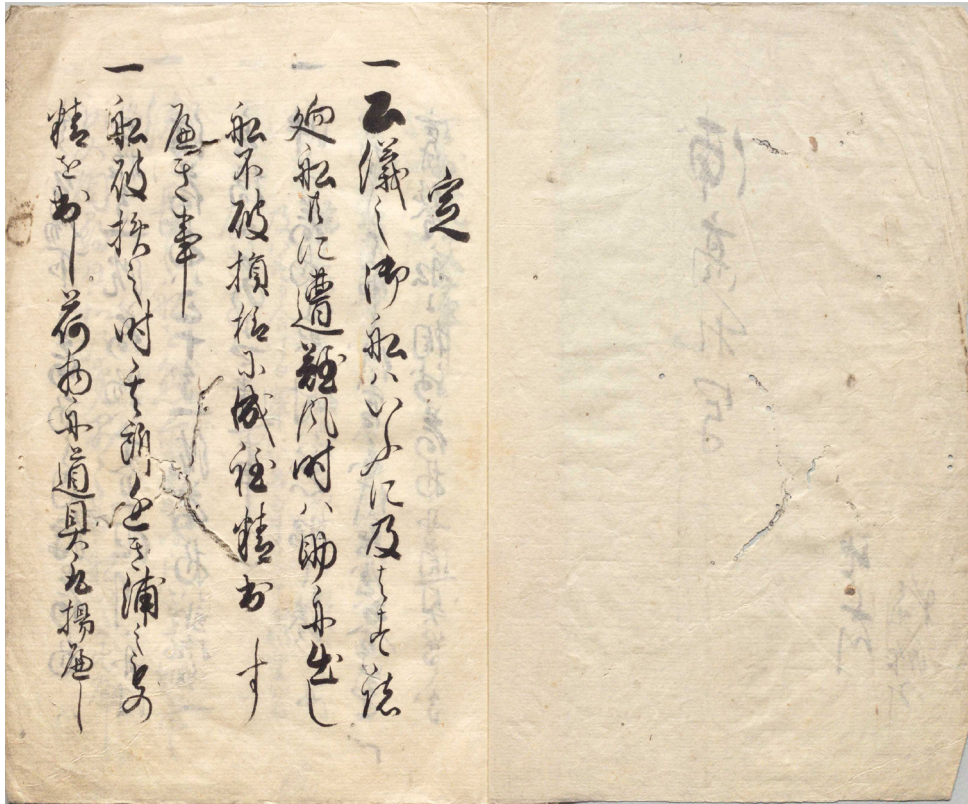


表紙

浦
高
札
写

神奈川

「
獵師町

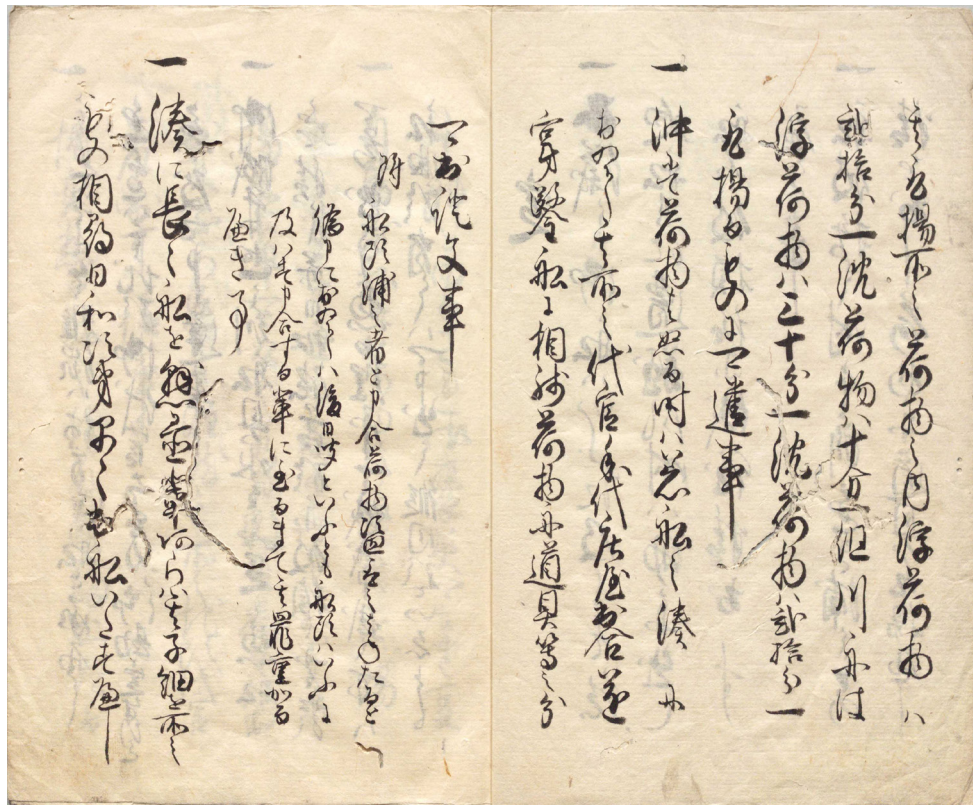


定

一、公儀之御船ハいふに及はす、諸
廻船共に遭難風時ハ助舟出し、
船不破損様に成程精出す
へき事
一、船破損之時、其所近き浦之^(者)もの
精を出し、荷物・舟道具取揚へし、

定

一、公儀之御船ハ^(言)いふに及はす、諸
廻船共に遭難風時ハ助舟出し、
船不破損様に成程精出す
へき事
一、船破損之時、其所近き浦之^(者)もの
精を出し、荷物・舟道具取揚へし、



一、取揚所之荷物之内、浮荷物ハ
 二十分一、沈荷物ハ十分一、但川舟ハ
 浮荷物ハ三十分一、沈荷物ハ二十分一
 取揚るもの(者)に可遣事

一、沖にて荷物はぬる時ハ、着船之湊に
 おゐて其所之代官手代・庄屋出合、遂
 穿鑿、船に相残荷物・舟道具等之分
 可出証文事

可出証文事

附、船頭、浦之者と申合荷物盗取之、はねたると
 偽申におゐてハ、後日聞といふとも、船頭ハいふに
 及ハす、申合する輩に至るまで、其罪重かる
 へき事

一、湊に長々船を懸置輩あらハ、其子細を所之
 偽申におゐてハ、後日聞といふとも、船頭ハいふに
 及ハす、申合する輩に至るまで、其罪重かる
 へき事

其取揚所之荷物之内、浮荷物ハ
 二十分一、沈荷物ハ十分一、但川舟ハ
 浮荷物ハ三十分一、沈荷物ハ二十分一
 取揚るもの(者)に可遣事
 一、沖にて荷物はぬる時ハ、着船之湊に
 おゐて其所之代官手代・庄屋出合、遂
 穿鑿、船に相残荷物・舟道具等之分
 可出証文事
 附、船頭、浦之者と申合荷物盗取之、はねたると
 偽申におゐてハ、後日聞といふとも、船頭ハいふに
 及ハす、申合する輩に至るまで、其罪重かる
 へき事
 一、湊に長々船を懸置輩あらハ、其子細を所之
 偽申におゐてハ、後日聞といふとも、船頭ハいふに
 及ハす、申合する輩に至るまで、其罪重かる
 へき事



其上也ても令難渋ハ、何方之船と承届之、
 近辺ハ其地頭・御代官、遠方ハ御勘定奉行迄
 急度可申達事

一、御城米廻之刻、船具・水主不足之悪船に
 不可積之、并日和能節於舟破損者、舟主・船頭
 可為曲事、惣而理不尽成義申掛之、亦ハ
 私曲於有之ハ可申出之、縦同類といふとも

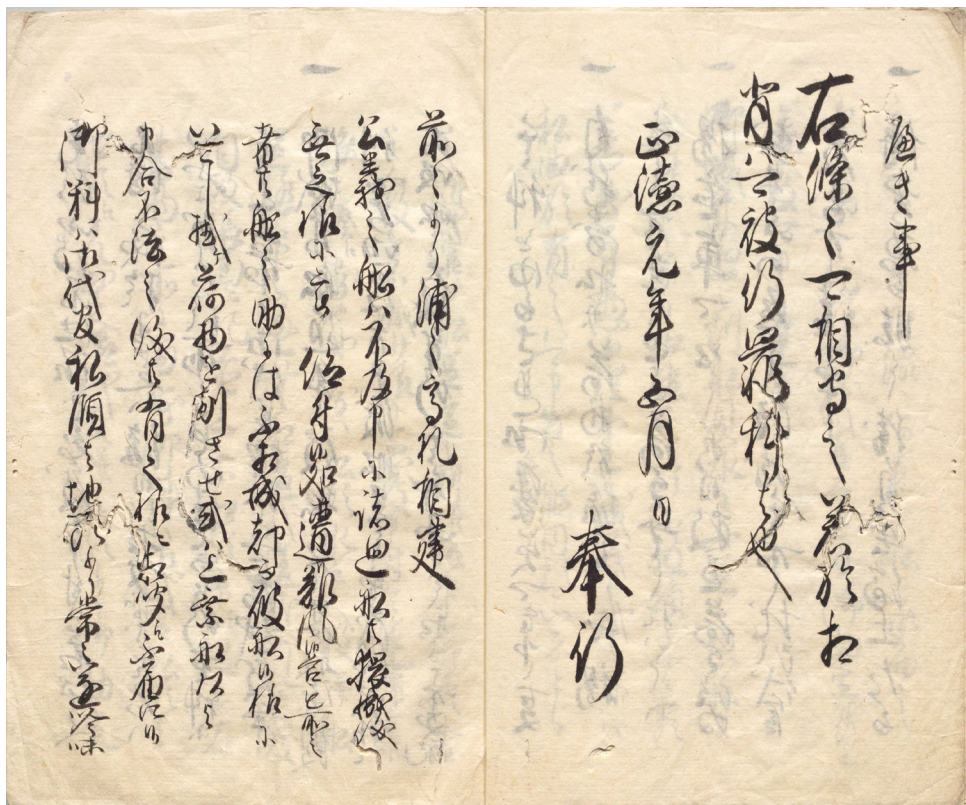
其科をゆる(許)され御褒美可被下之事
 一、自然寄船并荷物於流来ハ可揚
 置之、半年過迄荷主無之(於)おいてハ、
 揚置輩可取之、若数日過荷主雖為
 出来不可返之、(雖)雖然所之地頭・代官
 差 函 可 請 事
 一、博奕惣而賭之勝負堅停止たる

其上にてても令難渋ハ、何方之船と承届之、
 近辺ハ其地頭・御代官、遠方ハ御勘定奉行迄
 急度可申達事

一、御城米廻之刻、船具・水主不足之悪船に
 不可積之、并日和能節於舟破損者、舟主・船頭
 可為曲事、惣而理不尽成義申掛之、亦ハ
 私曲於有之ハ可申出之、縦同類といふとも
 其科をゆる(許)され御褒美可被下之事

一、自然寄船并荷物於流来ハ可揚
 置之、半年過迄荷主無之(於)おいてハ、
 揚置輩可取之、若数日過荷主雖為
 出来不可返之、(雖)雖然所之地頭・代官
 差 函 可 請 事

一、博奕惣而賭之勝負堅停止たる



へき事

右條々々可相守之、若於相
背ハ可被行罪科者也

正徳元年五月日

奉行

前々より浦々高札相建
公儀之船ハ不及申に諸廻船共猥成儀
無之様に被 仰付候処、遭難風候節も所之
者共船之助には不相成、却而破船候様に
いたし掛ケ荷物を刎させ、或ハ上乘船頭与
申合不法之儀共有之様ニ相聞江不届に候、
御料ハ御代官、私領者地頭より常々遂吟味

へき事

右 条 々 々 可 相 守 之、 若 於 相
背 ハ 可 被 行 罪 科 者 也

正徳元年五月日

奉行

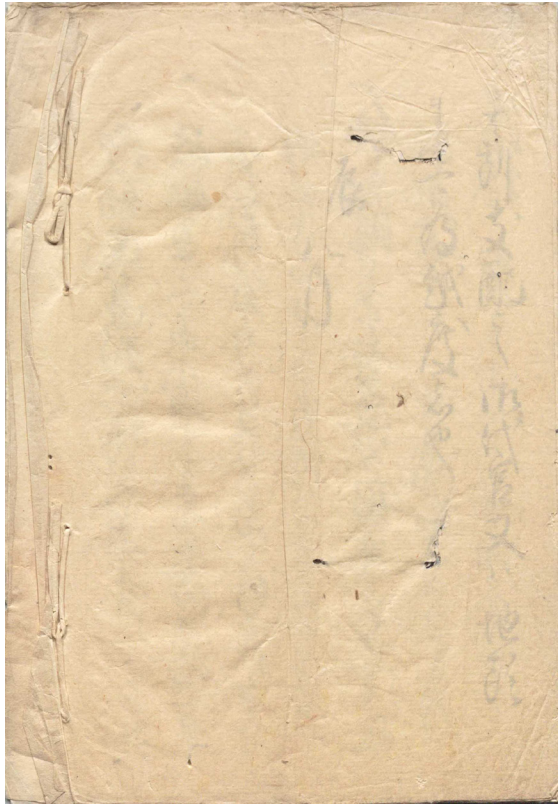
前々より浦々高札相建

公儀之船ハ不及申に諸廻船共猥成儀
無之様に被 仰付候処、遭難風候節も所之
者共船之助には不相成、却而破船候様に
(致)いたし掛ケ荷物を刎させ、或ハ上乘船頭与
申合不法之儀共有之様ニ相聞江不届に候、
御料ハ御代官、私領者地頭より常々遂吟味

毛頭不埒不仕様ニ急度可申付候、若此うへ
 不埒之儀於有之ハ、後日に相聞江候共、其者ハ
 いふにおよハす、所之ものまて可被行重科に、
 其上其所之御代官・地頭迄可為越度事
 一、御城米船近年破船多候ニ付、今般諸事相改
 別而大切可仕旨申渡、船足之義茂深ク不入様ニ
 大坂船者大坂奉行、其外国々之船者其所支配
 之御代官より船足定之所江極印を打、舟頭・水主
 之人数を不減少様に急度申付令運漕等候、
 依之湊江寄候舟之分ハ船頭・水主人数并船
 足極印之通無相違哉送状に引合、急度
 相改帳面ニ記置、上乘船頭印形致させ、右
 書物其所に留置、御料ハ御代官、私領者
 地頭江差出之、御代官并地頭より御勘定

奉行迄可被指図候、且又極印より船足深ク
 入候船有之候ハ、積候俵数委細に改之、
 御城米之外船頭私之運賃を取、他之米穀
 或ハ商売之荷物等積入候哉、又ハ水主人數
 定之内令減少候ハ、私に積入候荷物ハ其所ニ
 取揚置、水主人數不足之分ハ其所にて慥成
 水主を雇せ為致出船、其上にて右之訳早速
 御勘定奉行江可訴之事
 一、破船有之節浦々之者出會、荷物・船具等
 取上候刻盜取候哉、又ハ不届之仕方於有之ハ、
 船頭より不隱置有体に早速可訴事
 右之条々急度可相守、若違犯
 之輩於有之ハ、詮議之上可被行
 罪科、不吟味之子細茂候ハ、

奉行迄可被指図候、且又極印より船足深ク
 入候船有之候ハ、積候俵数委細に改之
 御城米之外船頭私之運賃を取、他之米穀
 或ハ商売之荷物等積入候哉、又ハ水主人數
 定之内令減少候ハ、私に積入候荷物ハ其所ニ
 取揚置、水主人數不足之分ハ其所にて慥成
 水主を雇せ為致出船、其上にて右之訳早速
 御勘定奉行江可訴之事
 一、破船有之節浦々之者出會、荷物・船具等
 取上候刻盜取候哉、又ハ不届之仕方於有之ハ、
 船頭より不隱置有体に早速可訴事
 右之条々急度可相守、若違犯
 之輩於有之ハ、詮議之上可被行
 罪科、不吟味之子細茂候ハ、



第2章 高札場とその維持



復元された神奈川宿高札場

高札が掲示された高札場は、町の辻・橋のもと・街道の分岐点・渡船場・港の出入口・関所などに設けられました。

高札場は厳重な管理が求められ、石垣の上に矢来(柵)をめぐらせて、高札には触れないようになっていました。町村役人に管理が命じられ、辺りの清掃や、火事の際には高札を持って逃げるよう、義務付けられていました。

しかし、こうした厳重さを備えた結果、高札が見づら
い、立ち止まって見るのはばかられる、といった状況
を生み出してしまい、法令を周知する場から、幕府の権
威をしめすための存在へと変わっていきました。

高札場は、五街道に設置されたものは幕府の費用で、
村々に設置されたものは村の費用で修繕され、明治初期
まで維持されました。

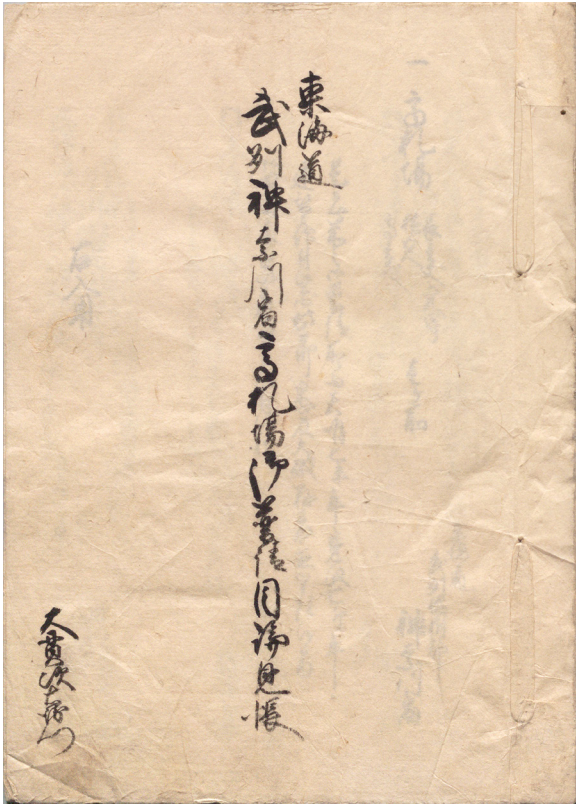
7 東海道武州神奈川宿高札場御普請目論見帳

文化元(一八〇四)年

神奈川県立公文書館所蔵 ID2199335280
武蔵国橘樹郡神奈川宿本陣 石井家文書

この資料は、神奈川宿に設置された高札場の建て替えの際に作成された、工事の計画書です。

これによると、神奈川宿の高札場が御普請所＝幕府の費用で工事される場所であること、天明七(一七八七)年と寛政七(一七九五)年にも建て替えが行われていたことが分かります。



資料の作成者を見ると「大貫次右衛門」の名前がありますが、この人物は幕府の代官を務めた人物で、この地域を管轄していました。また宛所は「勘定所」となっており、幕府の財政部門に提出された文書であることが分かります。

〔表紙〕

東海道

武州神奈川宿高札場御普請目論見帳

大貫次右衛門



《参考》

1丈 = 10尺 (≒ 3030.3mm)
 1尺 = 10寸 (≒ 303.03mm)
 1寸 = 10分 (≒ 30.303mm)
 1分 = 10厘

一、高札場

長一丈六尺四寸
 横五尺
 高一丈

一ヶ所

東海道
 武州橋樹郡
 神奈川宿

是者前々御普請所ニ而、天明七未年・寛政七卯年
 建替被仰付候処、此節悉及大破難差置御座候間、
 御買上木を以建替被仰付候積

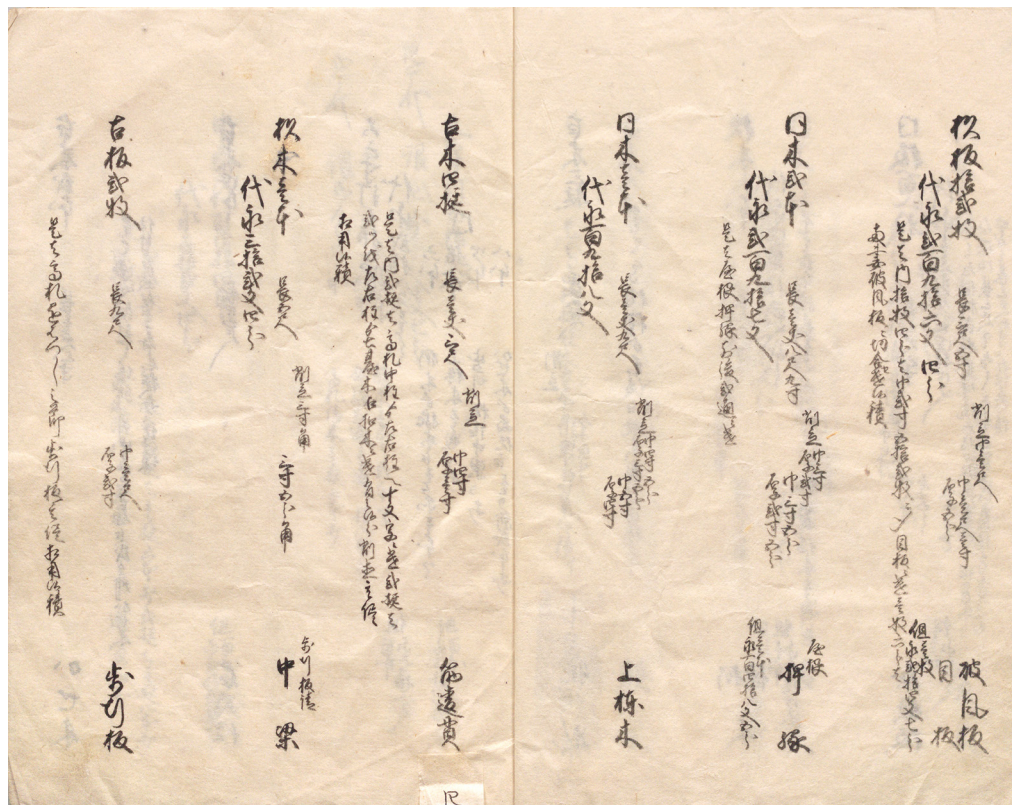
右入用



- 栗木六本 長八尺七寸 削立五寸角 五寸五分角 但一本 豎土台
- 代永八百四十三文六分 是者三通分、但一通二本繼ニメ遣 但一本 永百四十七文六分
- 同木二本 長六尺 削立五寸角 五寸五分角 但一本 横土台
- 代永二百十四文二分 是者二通分ニ遣 但一本 永百七十七文一分
- 杉木一本 長四尺五寸 削立四寸角 五寸角 矢来 隅 杭
- 代永三十三文三分 外三本有来、高札柱削直相用候積 是者兜頭巾付蟻帯ニメ仕立候積
- 同木五十六本 長四尺 削立三寸角 四寸角 但一本 矢来子
- 代永一貫三百八十三文二分 是者右同断ニメ片側二十四本ツ、横手四本ツ、 但一本 永二十四文七分
- 同木五挺 長一丈二尺 削立巾三寸 厚六分 巾三寸五分 厚八分 但一挺 矢来貫
- 代永六十七文五分 外三挺有来、古貫削直、裏之方江相用候積 是者惣廻リ矢来貫上下二通入候積 但一挺 永十三文五分
- 同木三本 長一丈五尺 削立四寸角 五寸角 但一本 高札柱
- 代永二百七十文 是者左右中柱ニ遣 但一本 永九十文



- 杉木一挺 長一丈六尺四寸 削立 巾三寸五分 厚八分 巾四分 厚一分 貫木
- 代永五十七文七分 是者高札柱通貫二遣
- 同木三挺 長一丈六尺四寸 削立 巾四寸 厚二寸 請木
- 代永二百三十七文六分 是者高札掛請木二遣 但一挺 永七十九文二分
- 古木六本 長二尺 削立 三寸五分角 短木
- 是者高札掛短木古木之内削直相用候積リ
- 古木三挺 長五尺 削立 巾四寸五分 厚二寸 腕木
- 是者高札柱より前後江腕木通シ候積
- 杉木六本 長九尺九寸 削立四寸角 四寸五分角 棟桁木
- 代永四百四十五文二分 但一本 永七十四文二分 是者二本繼長一丈九尺八寸ニメ桁二通、棟木一通二遣
- 同板百八枚 長三尺五寸 削立 巾七寸 厚五分 屋根板
- 代永一貫九百四十四文 是者屋根板二枚重、片流五十四枚ツ、前後分、但有来リ、屋根板長三尺ツ、有之、矢来向落下ニ相成保方不宜候間、是度者長三尺五寸ニ相仕立候積



杉板十二本 長三尺五寸 削立巾一尺
 巾一尺一寸 厚五分 破風板

代永二百九十六文四分
 是者内十枚四分者巾二寸五十二枚ニメ目板ニ遣、一枚六分者
 兩妻破風板ニ切合セ遣候積

同木二本 長一丈八尺九寸 削立巾三寸
 厚二寸 巾三寸五分 厚二寸五分 押縁

代永二百九十七文
 是者屋根押縁前後二通ニ遣

同木一本 長一丈九尺 削立巾四寸五分
 厚三寸五分 巾五寸 厚四寸 上棟木

代永百九十八文

古木四挺 長一丈三尺 削立
 巾四寸 厚一寸 筋違貫

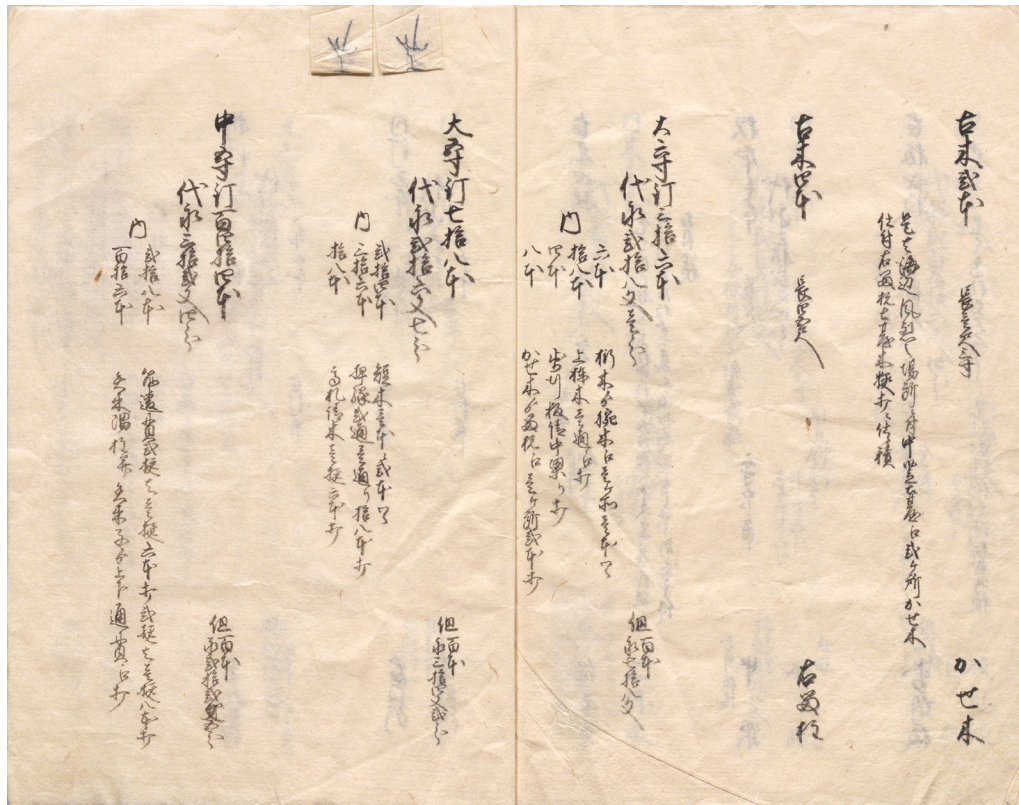
是者内二挺者高札中程より左右柱ハ十文字ニ遣、二挺者
 二ツ越左右柱より右台木江控木ニ遣有之候分削直其俣
 相用候積

杉木一本 長五尺 削立三寸角
 三寸五分角 步行板請 中梁

代永三十二文四分

古板二枚 長九尺 巾一尺
 厚二寸 步行板

是者高札懸はつし之節步行板其俣相用候積



古木二本 長一尺三寸
かせ木

是者海辺風烈之場所ニ付、中堅土台江ニケ所かせ木
仕付右留杭土台木挟打ニ仕候積

古木四本 長四五尺
右留杭

大六寸釘三十六本
代永二十八文一分

六本 桁木より腕木江一ヶ所一本ツ、
十八本 上棟木一通江打
四本 歩行板請中梁打
八本 かせ木より留杭江一ヶ所二本打

但百本
但永七十八文

大五寸釘七十八本
代永二十六文七分

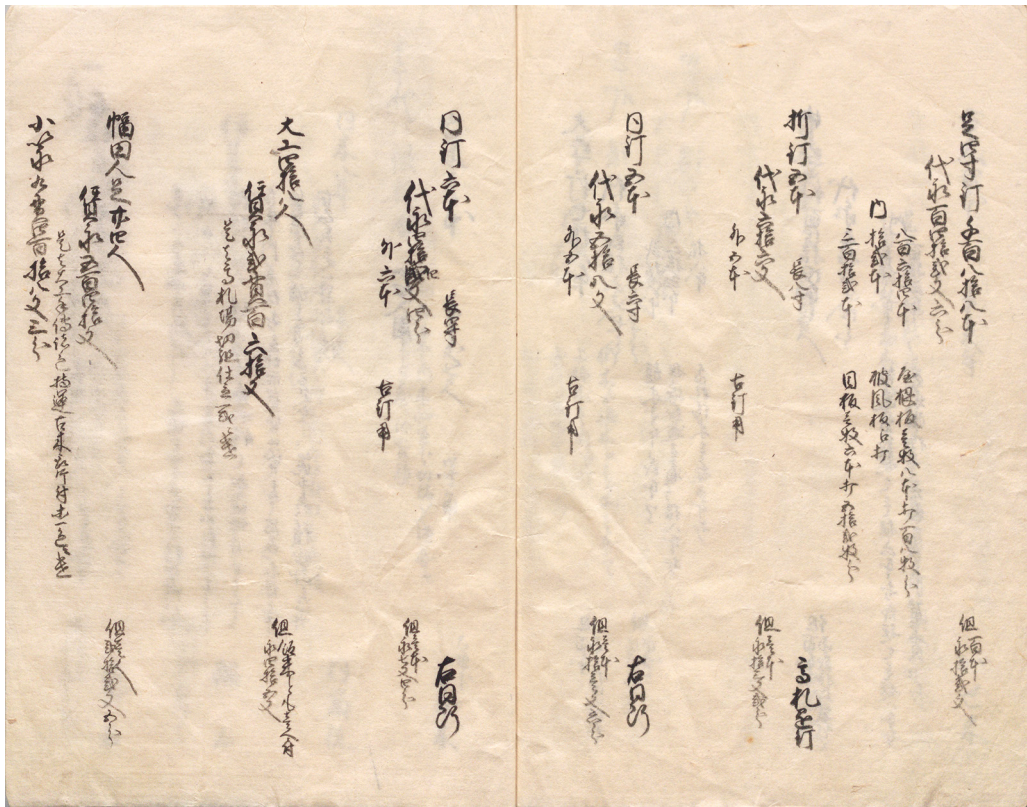
二十四本 短木一本ニ二本ツ、
三十六本 押縁二通一通リ十八本打
十八本 高札請木一挺六本打

但百本
但永三十四文二分

中五寸釘百四十四本
代永三十二文四分

二十八本 筋違貫二挺者一挺六十本打、二挺者一挺八本打
百十六本 矢来隅柱并矢来子より上下通貫江打

但百本
但永三十二文五分



足四寸釘千百八十八本

代永百四十二文六分

但百本
永十二文

八百六十四本 屋根板一枚八本打、百八枚分
内十二本 破風板江打
三百十二本 目板一枚六本打、五十二枚分

折釘五本 長八寸

代永六十六文

但一本
永十三文二分 高札懸釘

外五本 古釘用

同釘五本 長六寸

代永五十八文

但一本
永十一文六分 右同断

外五本 古釘用

同釘六本 長四寸

代永四十二文四分

但一本
永七文四分 右同断

外六本 古釘用

大工四十八人

賃永二貫百六十文

但飯米とも一人二付
永四十五文

是者高札場切組仕立一式三遣

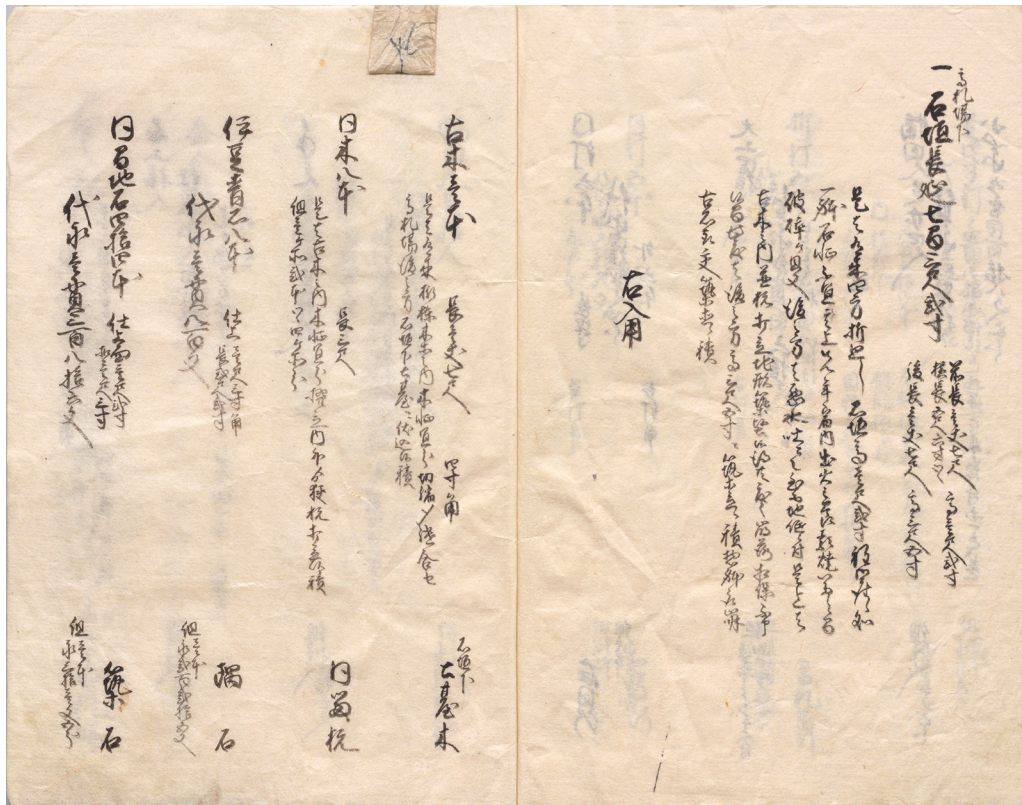
幅田人足二十四人

賃永五百四十文

但一人
二十二文五分

是者大工手伝・諸色持運・古来取片付等一式三遣

小以永九貫四百八十八文三分



高札場下
一、石垣長延七間三尺二寸

前長一丈七尺
横長五尺六寸ツ、
後長一丈七尺
高三尺五寸

是者有来四方折廻し石垣高一尺二寸程御座候処、
一、石垣上縁より上へ年毎内出火之節類焼いたし候間、
破砕ケ、且又後之方者悪水吐て至而地低ニ付、是上者
古木之内並杭打立地形築堅候得共、度々崩落、相保不申
候間、此度者後之方高三尺五寸ニ築立候積、惣体取崩、
古石取交築直候積

右入用

古木一本

長一丈七尺 四寸角
是者有来桁棟木等之内、木証宜分切縮メ継合セ
高札場後之方石垣下土台ニ伏込候積

土台木
石垣下

同木八本

長三尺
是者古木之内木証宜分選立、内外より挟杭打立候積、
但、一ヶ所二本ツ、四ヶ所分

同留杭

伊豆青石八本

仕上一尺三寸角
長二尺二寸
但一本
永二百二十五文

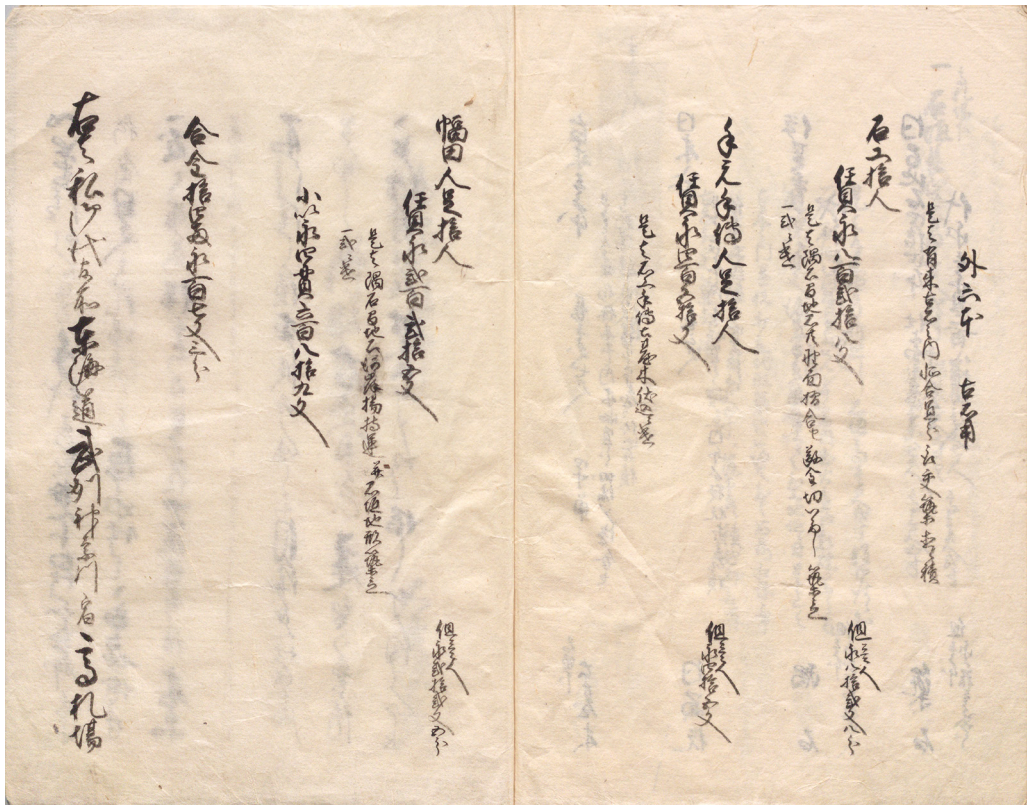
隅石

同間地石四十四本

仕上面一尺二寸
控一尺三寸
但一本
永三十一文五分

築石

高札場下
一、石垣長延七間三尺二寸
前長一丈七尺
横長五尺六寸ツ、
後長一丈七尺
高三尺五寸
是者有来四方折廻し石垣高一尺二寸程御座候処、
一、石垣上縁より上へ年毎内出火之節類焼いたし候間、
破砕ケ、且又後之方者悪水吐て至而地低ニ付、是上者
古木之内並杭打立地形築堅候得共、度々崩落、相保不申
候間、此度者後之方高三尺五寸ニ築立候積、惣体取崩、
古石取交築直候積
右入用
古木一本 長一丈七尺 四寸角 土台木 石垣下
是者有来桁棟木等之内、木証宜分切縮メ継合セ
高札場後之方石垣下土台ニ伏込候積
同木八本 長三尺 同留杭
是者古木之内木証宜分選立、内外より挟杭打立候積、
但、一ヶ所二本ツ、四ヶ所分
伊豆青石八本 仕上一尺三寸角 長二尺二寸 但一本 永二百二十五文 隅石
同間地石四十四本 仕上面一尺二寸 控一尺三寸 但一本 永三十一文五分 築石
代永一貫八百文
代永一貫三百八十六文



外六本 古石用
是者有来古石之内怔合宜分取交築直候積

石工十人

賃永八百二十八文

是者隅石間地石共野面摺合セ整切いたし築立
一式二遣

但一人
永八十二文八分

手元手伝人足十人

賃永四百五十文

是者石工手伝土台木伏込二遣

但一人
永四十五文

幅田人足十人

賃永二百二十五文

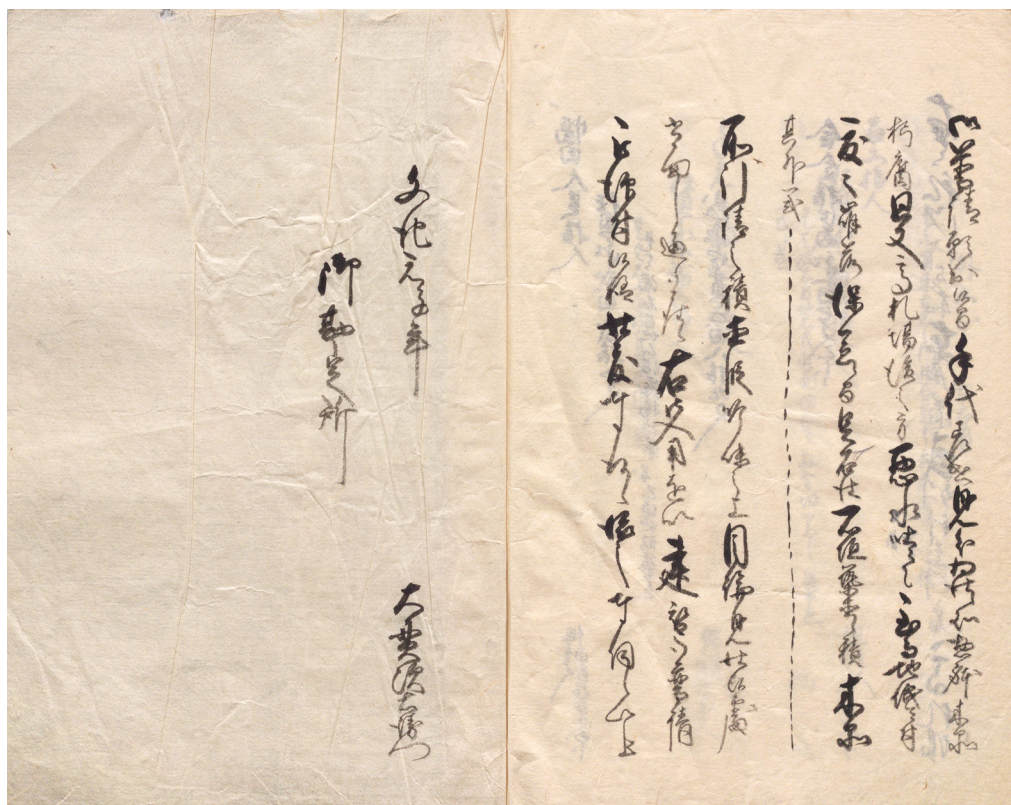
是者隅石間地石河岸揚持運并石垣地形築立
一式二遣

但一人
永二十二文五分

小以四貫六百八十九文

合金十四兩永百七文三分

右者私御代官所東海道武州神奈川宿高札場



御普請願出候間、手代差遣見分為仕候処、惣体木品
 朽腐、且又高札場後之方悪水吐ニテ至而地低ニ付、
 度々崩落保兼候間、足石仕石垣築直候積、木品
 其外一式

所引請之積、直段吟味之上目論見仕候処、
 書面之通御座候、右御入用を以建替御普請
 被仰付候様、此度奉存候、依之奉伺候、以上

文化元年

大貫次右衛門

御勘定所

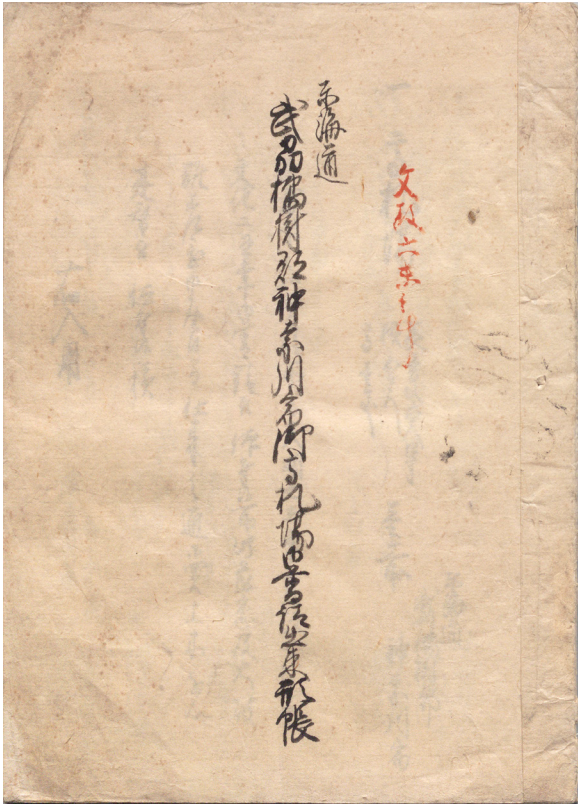
8 東海道武州神奈川宿高札場御普請出来形帳

文政六(一八二三)年一〇月

神奈川県立公文書館所蔵 ID2199435297
武蔵国橘樹郡神奈川宿本陣 石井家文書

この資料は、神奈川宿に設置された高札場の建て替えの際に作成された、工事の完成報告書です。

記載内容は目論見帳とほぼ同じですが、作成者を見ると神奈川宿の役人が名を連ねています。このことから、実際に工事を担当した神奈川宿側が作成した資料であることが分かります。宛所は「大貫次右衛門元役所」となっ



ており、代官所に提出された資料であることが分かります。

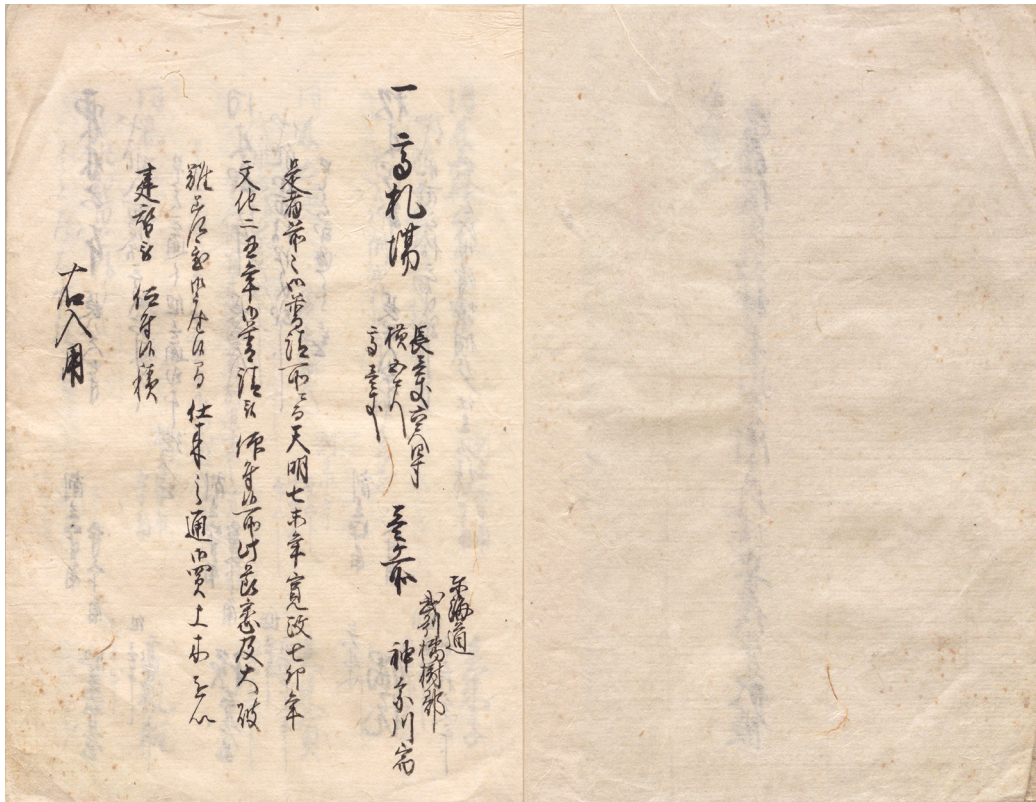
その後、嘉永六(一八五三)年、明治三(一八七〇)年の出来形帳が残されています。

〔表紙〕

文政六末年

東海道

武州神奈川宿高札場御普請出来形帳



一、高札場

長一丈六尺四寸
横五尺
高一丈

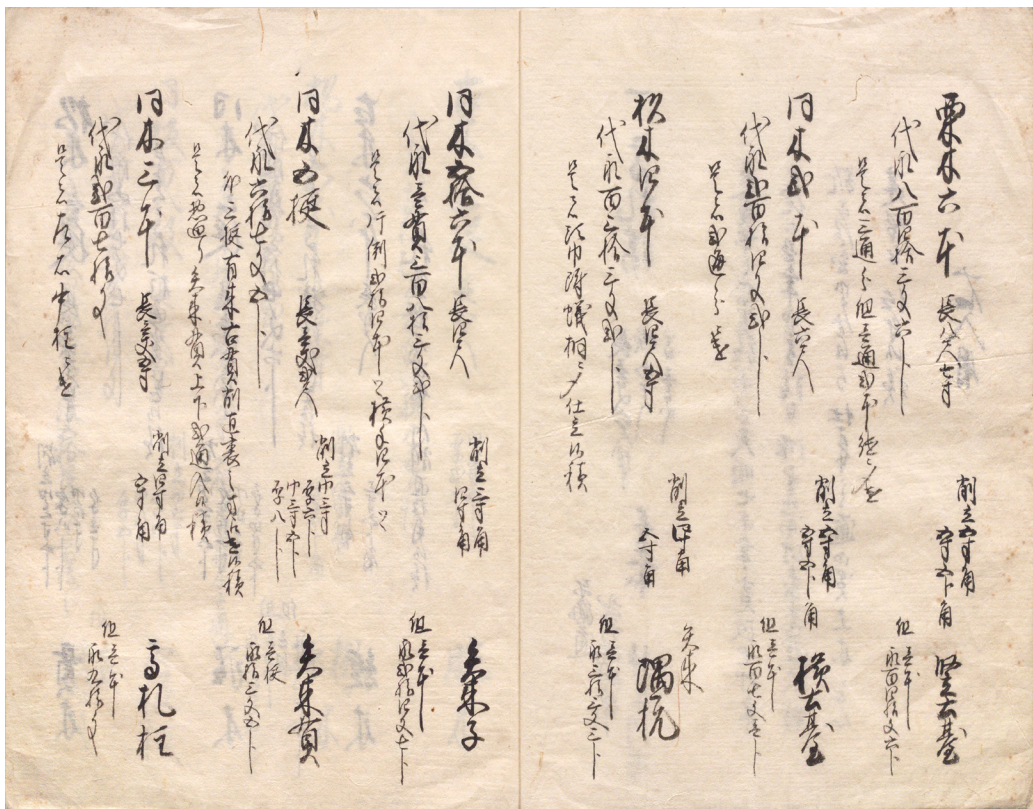
一ヶ所

東海道
武州橋樹郡

神奈川宿

是者前々御普請所ニ而、天明七末年・寛政七卯年・
文化二丑年御普請被仰付候所、此節悉及大破
難差置御座候間、仕来之通御買上木を以
建替被 仰付候積

右入用



栗木六本 長八尺七寸 削立五寸角 堅土台

代永八百四十三文六分 是者三通分、但一通二本繼ニメ遣 但一本 永百四十七文六分

同木二本 長六尺 削立五寸角 五寸五分角 横土台

代永二百四十四文二分 是者二通分ニ遣 但一本 永百七十一文一分

杉木四本 長四尺五寸 削立四寸角 五寸角 隅杭

代永百三十三文二分 是者頭巾付蟻柄ニメ仕立候積 矢来 但一本 永三十三文三分

同木五十六本 長四尺 削立三寸角 四寸角 矢来子

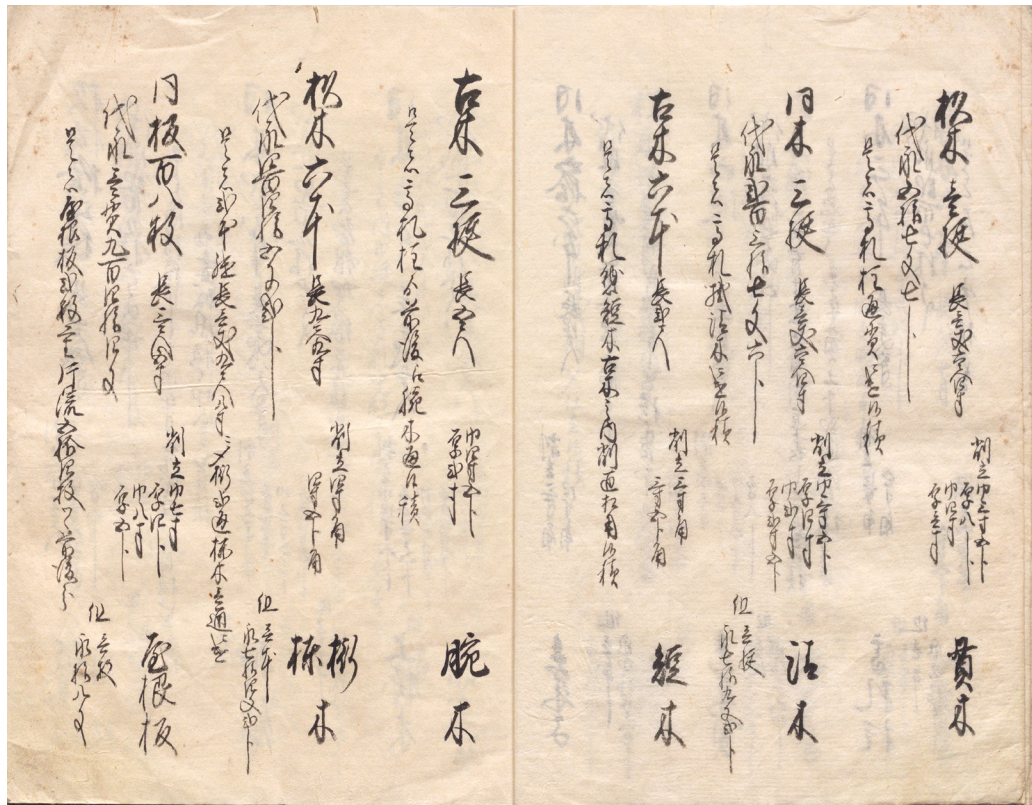
代永一貫三百八十三文二分 是者側二十四本ツ、横手四本ツ、 但一本 永二十四文七分

同木五挺 長一丈二尺 削立 巾三寸 厚六分 巾三寸五分 厚八分 矢来貫

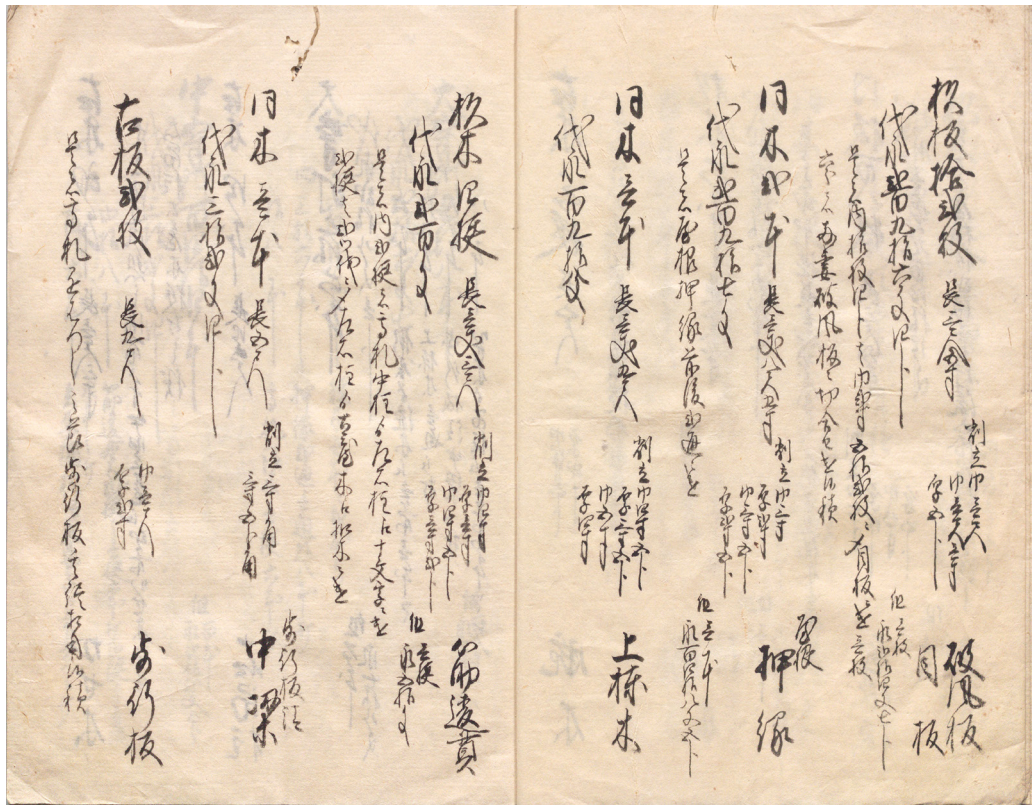
代永六十七文五分 外三挺有来、古貫削直、裏之方江遣候積 是者惣廻リ矢来貫上下二通入候積 但一挺 永十三文五分

同木三本 長一丈五尺 削立四寸角 五寸角 高札柱

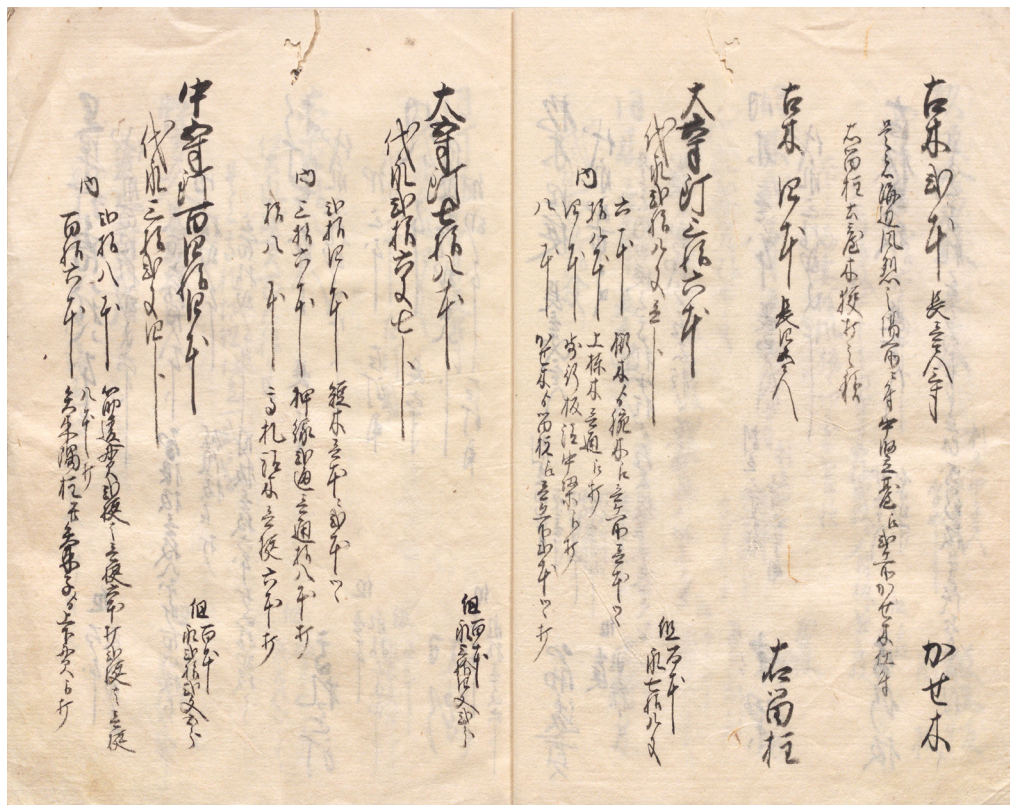
代永二百七十文 是者左右中柱ニ遣 但一本 永九十文



<p>杉木一挺 長一丈六尺四寸 代永五十七文七分 是者高札柱通貫ニ遣候積</p> <p>削立 巾三寸五分 厚八分 巾四寸 厚一寸</p> <p>貫木</p>	<p>同木三挺 長一丈六尺四寸 代永二百三十七文六分 是者高札掛請木ニ遣候積</p> <p>削立 巾三寸五分 厚四寸 巾二寸 厚二寸五分</p> <p>請木</p>	<p>古木六本 長二尺 是者高札懸短木古木之内削直相用候積</p> <p>削立 三寸角 三寸五分角</p> <p>短木</p>	<p>古木三挺 長五尺 是者高札柱より前後江腕木通候積</p> <p>巾四寸五分 厚二寸</p> <p>腕木</p>	<p>杉木六本 長九尺九寸</p> <p>削立 四寸角 四寸五分角</p> <p>棟桁木</p>	<p>代永四百四十五文二分 是者二本繼、長一丈九尺二寸ニメ桁二通、棟木一通ニ遣</p> <p>但一本 永七十四文二分</p>	<p>同板百八枚 長三尺五寸 代永一貫九百四十四文 是者屋根板二枚重、片流五十四枚ツ、前後分</p> <p>削立 巾七寸 厚四分 巾八寸 厚五分</p> <p>屋根板</p>
--	--	---	--	--	--	---



- 杉板十二本 長三尺五寸 削立巾一尺 巾一尺一寸 厚五分 破風板
 - 代永二百九十六文四分 是者内十枚四分者巾二寸五十二枚ニメ目板ニ遣、一枚 但永二十四文七分 目板
 - 同木二本 長一丈八尺九寸 削立巾三寸 厚二寸 屋根
 - 代永二百九十七文 是者屋根押縁前後二通ニ遣 厚二寸五分 押縁
 - 同木一本 長一丈九尺 削立巾四寸五分 厚三寸五分 但一本 永百四十八文五分 上棟木
 - 代永百九十八文 厚四寸
 - 杉木四挺 長一丈三尺 削立巾四寸 厚一寸 筋違貫
 - 代永二百文 是者内二挺者高札中程より左右柱へ十文字ニ遣、二挺者二ツ伐ニ左右柱より土台木江控木ニ遣、但一挺 永五十文
 - 同木一本 長五尺 削立三寸角 三寸五分角 歩行板請
 - 代永三十二文四分 中梁
 - 古板二枚 長九尺 巾一尺 厚二寸 歩行板
- 是者高札懸はつし之節歩行板其俱相用候積(外)



古木四本 長一尺三寸

かせ木

是者海辺風烈之場所ニ付、中堅台江ニケ所かせ木仕付
右留柱土台木挟打之積

古木四本 長四尺

右留柱

大六寸釘三十六本

代永二十八文一分

但百本
但永七十八文

六本 榎木より腕木江一ヶ所一本ツ、
上棟木一通江打
十八本 歩行板請中梁江打
八本 かせ木より留杭江一ヶ所二本ツ、打

大五寸釘七十八本

代永二十六文七分

但百本
但永三十四文二分

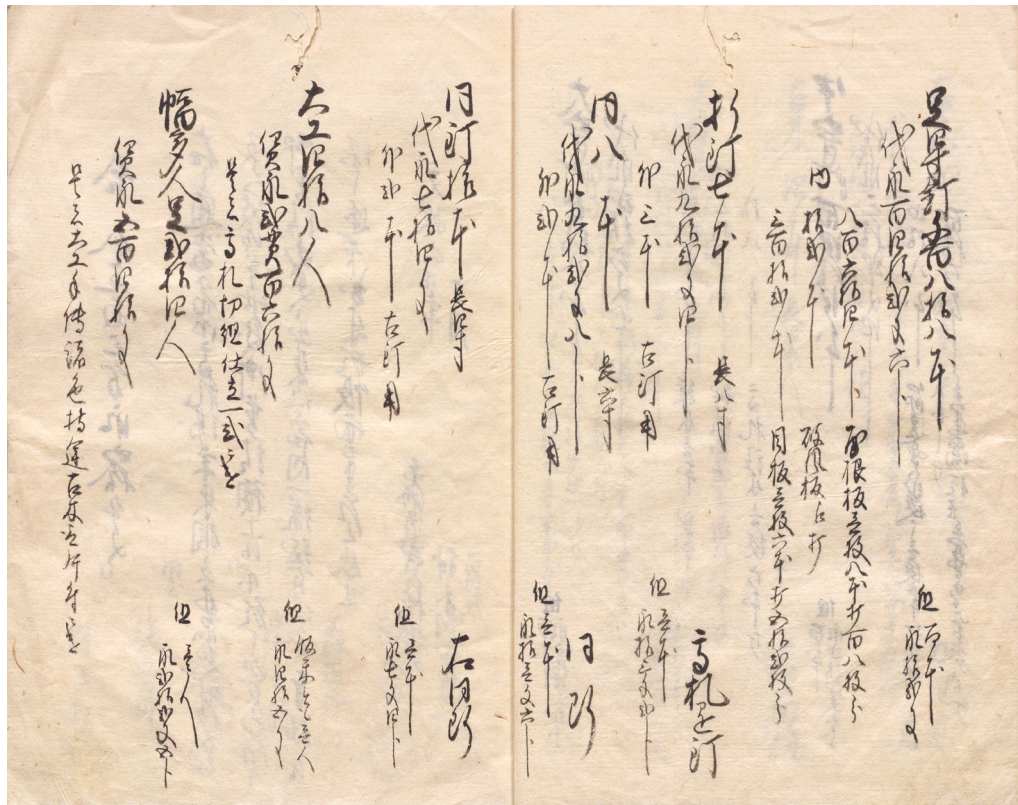
四本 短木一本ニ二本ツ、
内三十六本 押縁二通一通十八本打
十八本 高札請木一挺六本打

中五寸釘百四十四本

代永三十二文四分

但百本
但永二十二文五分

内二十八本 筋違貫二挺者一挺六本打、二挺者一挺八本打
百十六本 矢来隅柱并矢来子より上下貫江打



足四寸釘千百八十八本
 但百本
 永十二文

代永百四十二文六分
 八百六十四本 屋根板一枚八本打、百八枚分
 内十二本 破風板江打
 三百十二本 目板一枚六本打、五十二枚分

折釘七本 長八寸
 但一本
 永十三文二分 高札懸釘
 外三本 古釘用

同八本 長六寸
 但一本
 永十一文六分 同断
 外二本 古釘用

同釘十本 長四寸
 但一本
 永七文四分 右同断
 外二本 古釘用

大工四十八人
 但飯米とも一人
 永四十五文
 賃永二貫百六十文
 是者高札切組仕立一式二遣

幅多人足二十四人
 但二人
 永二十二文五分
 賃永五百四十文
 是者大工手伝・諸色持運・古木取片付二遣

合 金九兩三分・永五十九文

右之通當宿御高札場年來相立、木品惣体朽腐
及大破候ニ付、此度御普請願上候所、願之通被仰付
御普請丈夫ニ出来仕、宿内一流難有仕合ニ奉存候、
依之連印出来形帳面奉差上候、以上

文政六年
十月

東海道武州橋樹郡
神奈川宿

源兵衛	清九郎	久右衛門	忠兵衛	善四郎	政右衛門	次左衛門
〃	問屋	〃	〃	年寄	〃	百姓代

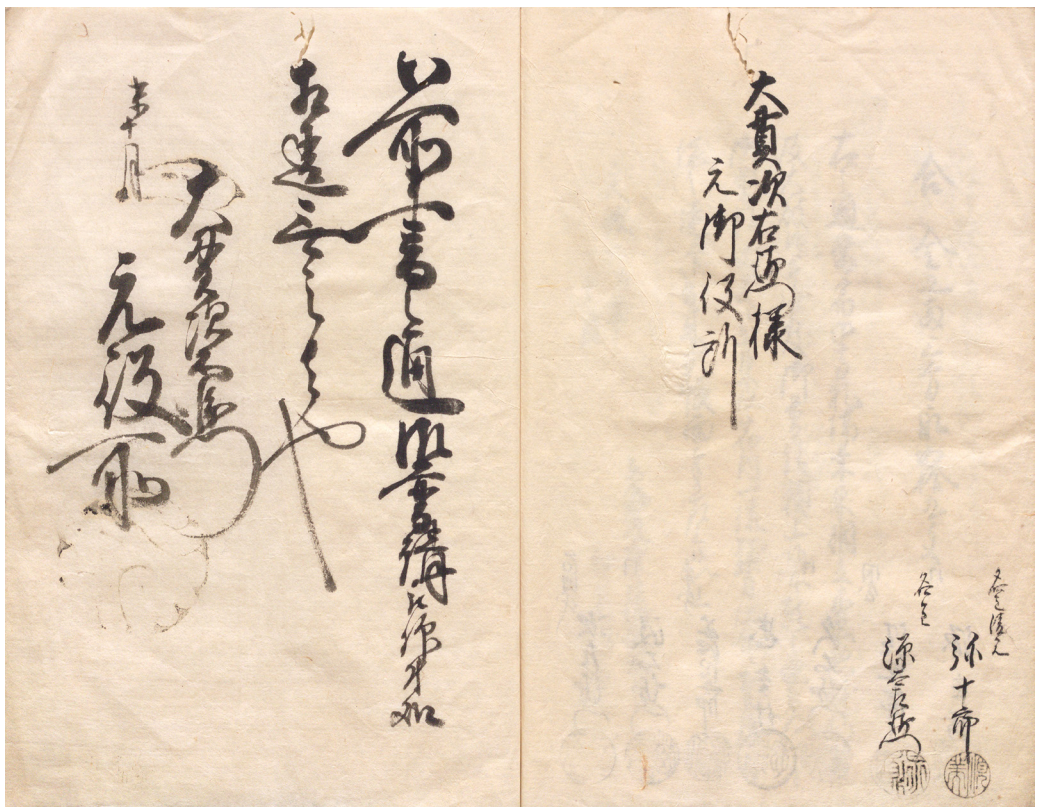
合 金九兩三分・永五十九文

右之通當宿御高札場年來相立、木品惣体朽腐
及大破候ニ付、此度御普請願上候所、願之通被仰付
御普請丈夫ニ出来仕、宿内一流難有仕合ニ奉存候、
依之連印出来形帳面奉差上候、以上

文政六年
十月

東海道武州橋樹郡
神奈川宿

源兵衛	清九郎	久右衛門	忠兵衛	善四郎	政右衛門	次左衛門
同	問屋	同	同	年寄	同	百姓代



各々
源左衛門
彌十郎

大貫次右衛門様

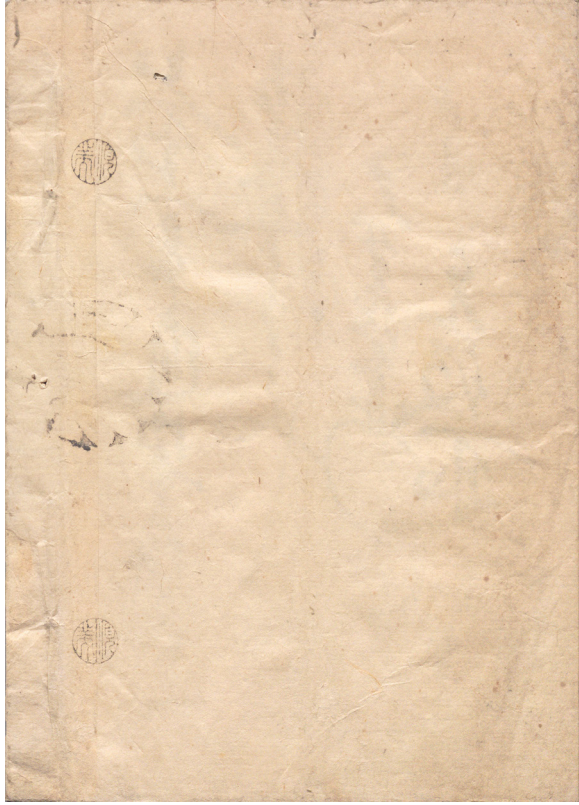
元御役所

名主後見 彌十郎
名主 源左衛門

前書之通御普請被仰付処
相違無之者也

大貫次右衛門

未十月 元役所



第3章 明治時代の高札



慶応四（一八六八）年、明治新政府は、それまでの江戸幕府の高札を撤去し、新たな高札を掲示しました。いわゆる「五榜の掲示」と呼ばれる高札などです。

五榜の掲示以前にも徳川慶喜追討の高札などが立てられていましたが、慶応四年中に撤去されています。

五榜の掲示も、江戸幕府の五枚の高札同様、民衆が守らなければならない基本的なことが記載されたものでした。

なお、当館では収蔵していない五榜の掲示第五札は「脱国札」と呼ばれるもので、本籍がある「藩」から勝手に離れることを禁止するものでした。しかし、廃藩置県など制度変更に伴い、明治四（一八七一）年に撤去されます。

その後、明治六年の太政官布告第六八号但し書き「従来高札面ノ儀ハ一般熟知ノ事ニ付、向後取除キ可申事」をもって、高札の内容が充分周知されたとして撤去するよう通達されました。こうして高札の時代は終わりを迎えました。



9 「五榜の掲示第一札」

慶応四（一八六八）年三月

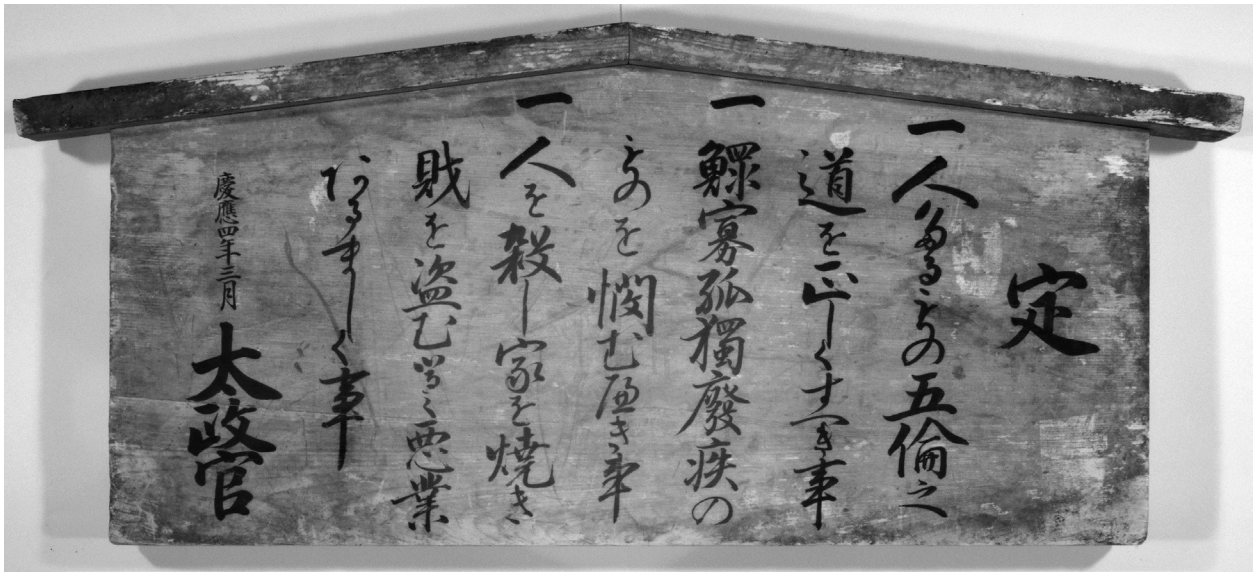
神奈川県立公文書館寄託 ID2200717004
相模国津久井県沢井村石井達也家文書

五榜の掲示の第一札、「五倫札」と呼ばれる高札です。

三ヶ条からなっており、第一条は、人であるからには五倫を正しく守らなくてはならないとしています。五倫とは儒教の親・義・別・序・信で、それぞれ父子・君臣・夫婦・長幼・朋友の人間関係を守るべき道とされています。

第二条は、かんかこどく 鰥寡孤独・はいしつ 廢疾を思いやるようにしています。鰥寡孤独とは、妻のない夫・夫のない妻・孤児・老いて子のない者を指します。また廢疾とは、身体の障害を伴う不治の疾病またはその病人という意味で、現在の障がい者を指します。

第三条は、殺人・放火・窃盗を禁止しています。



定

- 一、人たるもの五倫之道を正しくすへき事
- 一、鰥寡孤独・廢疾のものを憫むへき事
- 一、人を殺し、家を焼き、財を盗む等之悪業あるましく事

慶應四年三月 太政官



10 「五榜の掲示第二札」

慶応四（一八六八）年三月

神奈川県立公文書館所蔵 ID2200873001
武蔵国都筑郡池辺村 原家文書

五榜の掲示の第二札、「徒党札」と呼ばれる高札です。この内容は、明和七（一七七〇）年に幕府が発した高札と変わっていません。

この時期は社会情勢も不安定で、慶応年間（一八六五から一八六八年）には、米価の高騰などに伴い、江戸での打ち毀しや近郊での一揆が発生しています。また、物価高騰に起因する困窮により、農村部から都市部に移り住む者が増えていました。

このような状況を受け、徒党・強訴・逃散の禁止を継続するに至ったものと考えられます。



定

何事によらず、よろしからざる事に
(徒党) 大勢申合候をととうとなへ、
(強) ととうしてしいてねがひ事
(企) くわたつるを(強訴) ころそといひ、(或) あるひハ
(立) 申合せ居町・居村をたち(退) のき候を
(逃散) てうさんと申す、堅く御法度
 たり、若右類之儀これあらハ
 早々其筋の役所へ申出へし、
(褒美) 御ほふひ下さるへく事

慶應四年三月

太政官



11 「五榜の掲示第三札」

慶応四（一八六八）年三月

神奈川県立公文書館所蔵 ID2200873002
武蔵国都筑郡池辺村 原家文書

五榜の掲示の第三札、「キリシタン札」と呼ばれる高札です。明治政府は、神道に基づく祭政一致を基本方針としたため、キリスト教について、江戸幕府同様禁止の政策をとりました。

内容は、キリシタン宗門（キリスト教）と邪宗門（日蓮宗不受不施派）を禁止するものです。元々は、「一、切支丹邪宗門ノ儀ハ堅ク御制禁タリ、若不審ナル者有之ハ其筋之役所へ可申出、御褒美可被下事」という文言であったため、キリスト教が邪教であるように読めることから、欧米からの抗議があり、二条に分けられました。

なお、日蓮宗不受不施派は明治九（一八七六）年の教部省布達第三号にて再興が認められ、キリスト教は明治二二年の大日本帝国憲法（第二八条 信教の自由）発布により、事実上解禁となっています。



定

一、切支丹宗門之儀ハ、是迄
御制禁之通、固く可
相守事

一、邪宗門之儀、固く禁止候
事

慶応四年三月

太政官



12 「五榜の掲示第四札」

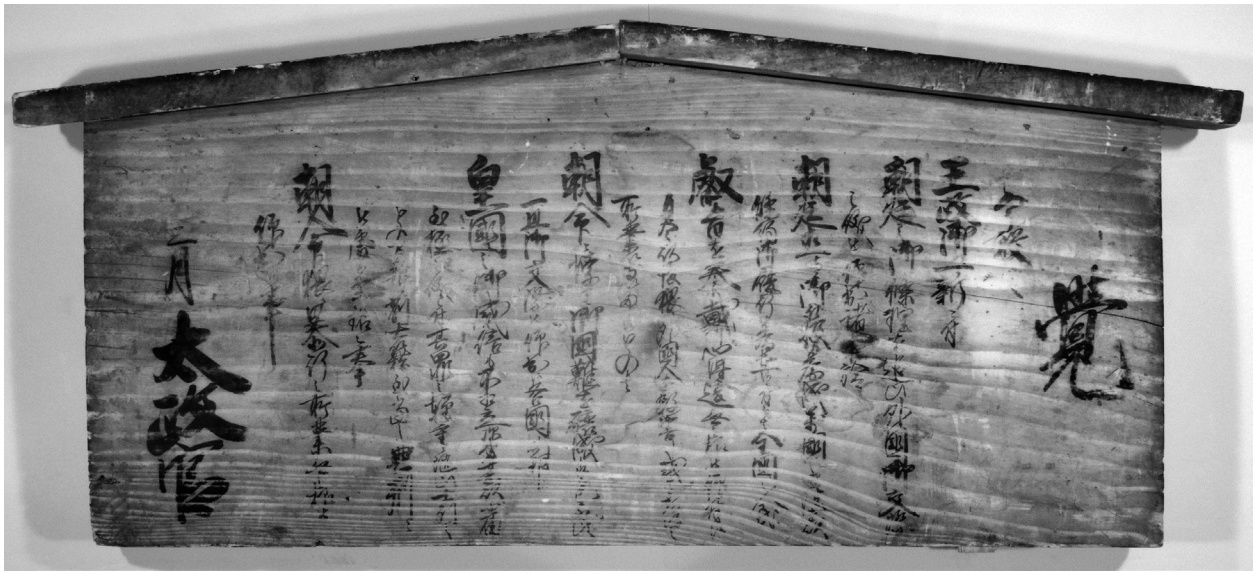
(慶応四(一八六八)年)三月

神奈川県立公文書館所蔵 ID2202400002
武蔵国都筑郡勝田村文書

五榜の掲示の第四札、「外国交際札」と呼ばれる高札です。

内容は、国際法に基づく条約により外国との交際を行うこと、外国人の殺害・外国人への犯罪は外交問題になりかねないため禁止することが記されています。

当時、例えば生麦事件のように大名行列を外国人が馬に乗って横切るといったような、日本の文化・習俗に慣れない外国人との衝突、また、攘夷とよばれる外国人排斥運動に基づく外国人襲撃が発生するなど、外交問題に発展し兼ねない事件が多く起こっていました。そうしたことを受け、作成されたと考えられます。



覚

今般

王政御一新ニ付

朝廷之御条理を追ひ外国御交際
之儀被仰出、諸事於

朝廷直ちニ御取扱被為成、万国之公法を以
条約御履行被為在候、付而者全国之人民、
叡旨を奉載し、心得違無之様被仰付候、

自今以後猥外国人を殺害し、或者不心得之
所業等いたし候もの者、

朝命ニ悖り御国難を醸成し候而已ならず、
一旦御交際被仰出候各国に対し、

皇国之御威信も不相立次第、甚以不届
至極之儀ニ付、其罪之轻重ニ随ひ、士列之
ものも与雖も削士籍、至当之典刑ニ
被処候条、銘々奉

朝命、猥ニ暴行之所業無之様被
仰出候事

三月太政官



13 「高札」

(明治三(一八七〇)年)一二月
 年神奈川県立公文書館所蔵 ID2109432801
 武蔵国橘樹郡神大寺村北村家文書

この高札は、太政官布告第九九一号を記載したもので、「火付盗賊人殺札」を呼ばれるものです。太政官布告とは、当時の太政官(立法・行政・司法の機能を備えた政府機構)から交付された法令の事です。

内容は、放火・窃盗・殺人および贋金を禁止するもので、明治三年時点では三府開港場(東京・京都・大坂・函館・横浜・新潟・神戸・長崎)に立てられました。

各県へは、明治五年の太政官布告第八一号「悪徒取締方ノ儀ニ付、去庚午十二月中別紙ノ通三府並開港場へ揭示相成候処、右者於諸県モ同様ノ儀ニ付揭示可致事」により発せられており、この高札自体は明治五年に掲示されたものと考えられます。



火付・盜賊・人殺或ハ贖金札を作候者等、見聞次第早速其最寄之役所江召捕へ差出し、又ハ訴出可申候、吟味之上相違無之候ハ、御褒美可被下候事

但、召捕候節、手疵を負ひ、又ハ即死等之者江厚く御扶助可被下候、訴人いたし候者引合之ため御役所へ被召出候節ハ職業向迷惑不相成様相応御手当可被下候間、有体ニ可申立候、若隠シ置後日他より相顯るゝにおいてハ曲事たるへく候事

庚午十二月

太政官



14 「高札」

(明治三(一八七〇)年)二月

神奈川県立公文書館所蔵 ID2199432802
武蔵国橋樹郡神大寺村北村家文書

この高札は、太政官布告第一〇一一号を記載したもので、「徒党勧誘札」と呼ばれるものです。

五榜の掲示第二札で徒党・強訴は禁止されていましたが、さらに追加として、だまして徒党に加わらせる行為を禁止しています。

諸国高札ニ掲示有之候通、何事ニよらす
大勢申合せ、又ハし^(強)ゐて願ひ事^(企)くわたつるを
徒党・強訴と名け、重き
御法度ニ候処、近来諸処ニ^(於)おいて奸民^(共)とも
わか身^(我)の得手勝手よりして事を好ミ、種々



申、たく^(巧)み良民をあさむ^(欺)き徒党・強訴之
 人数ニいさ^(誘)なひ入れ 御法度をそむ^(背)き候のミ
 ならず、妄リニ家財をこほ^(毀)ち屋宅を焼す^(捨)つる
 等の乱妨狼藉ニ至、謂れさる事ニ候、元来
 願筋有^(天)レ之節ハ穩便ニ申出候へハ、先々厚く
 御詮議も相成へく候へとも、右様大勢徒党を
 もよふ^(催)し、上をは^(憚)からさる所業いたし候而は、「^(縦令)」
 如何ほど道理至極の事たりとも御取あけ相成
 かたく、且発頭人ハ申ニ及はず、同類^(者)之^(迄)のまでも
 嚴重相と^(咎)かめられ、其上^(時宜)しきにより不得止兵隊を
 もつて御打果^(罪)にも相成、つみなき良民とも、奸民のためニ
 非命の死をと^(遂)け、親子・兄弟・夫婦ニも相わか^(分)かれ、誠ニ
 もつてふひん^(不憫)の至ニ候条、銘々篤く勘弁いたし
 御法度之旨堅く相守、一家安穩ニ産業出精し
 奸民のためニあさむ^(欺)かれ、心得違無^(欺)レ之様致すへき
 もの也

但、奸民とも徒党・強訴^(等)などの人数ニ相^(勸め候節は)「
 早速御役所へ訴出候へハ、御ほふ^(褒美)ひをも^(遣さる)」
 へきもの也

庚午十二月

太政官

《参考文献》

- ・三浦周行『法制史の研究』（岩波書店 大正八年）
- ・瀧本誠一編『日本経済大典第二十五卷』（啓明社 昭和四年）
- ・石井良助『民法典の編纂』（創文社 昭和五四年）
- ・服藤弘司『幕府法と藩法』（創文社 昭和五五年）
- ・安丸良夫「近代転換期における宗教と国家」（安丸良夫・宮地正人『日本近代思想体系 第五卷 宗教と国家』岩波書店 昭和六三年）
- ・久留島浩「近世の村の高札」（永原慶二編『大名領国を歩く』吉川弘文館 平成五年）
- ・渡辺浩一「江戸の高札―三類型と維持・管理―」（『歴史』第一一五集 東北史学会 平成二二年）
- ・東上床隆司「内藤新宿における高札の管理」（東京学芸大学近世史研究会編『内藤新宿と江戸』平成二二年 名著出版）
- ・岡田昭夫『明治期における法令伝達の研究』（成文堂 平成二五年）
- ・杉原利治『高札ものがたり』（垂井日之出印刷所 令和元年）

・三宅紹宣『幕末維新の政治過程』（吉川弘文館 令和三年）

令和8年3月31日 発行

神奈川県立公文書館

担当：資料課 上田良知

〒241-0815 神奈川県横浜市旭区中尾一―六一

電話 ○四五(三六四)四四六一(資料課)

FAX ○四五(三六四)四四五九

<https://archives.pref.kanagawa.jp/>



